



神奈川県

県土整備局建築住宅部建築安全課



私たち一人ひとりの行動が、  
未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県

## 神奈川県耐震改修促進計画

2022（令和4）年3月

# 目次

## 第1章 計画の目的等

1	本計画の目指す姿	1
2	計画の目的	1
3	計画策定の経緯等	1
4	計画の位置づけ	1
5	計画期間	1
6	取組主体	2

## 第2章 計画改定の背景と課題

1	大規模地震からの教訓	3
2	神奈川県地震被害想定	5
3	計画の進捗状況と課題等	6

## 第3章 建築物の耐震化の目標

1	目標設定の考え方	9
2	本計画の目標	9

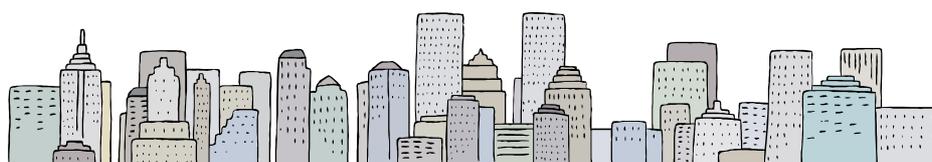
## 第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

1	住宅の耐震化の促進	11
2	耐震診断義務付け対象建築物等の耐震化の促進	14
3	公共建築物の耐震化の促進	17
4	その他の地震時における安全対策の推進	18

## 第5章 計画の推進に向けて

1	推進体制	20
2	法に基づく指導・助言等	21
3	施策のフォローアップについて	21

本計画で用いる用語・略称	22
--------------	----



# 第1章 計画の目的等

## 1 本計画の目指す姿

「県民のいのちを守る」ことを最優先に、建築物等の耐震化を通じて、大規模地震に伴う建物の倒壊等による人的被害の発生を防止するとともに、発災後の迅速な救助・救急活動から地域社会・経済活動の再建・回復が円滑に進む安全で安心な地域社会の実現を目指します。

## 2 計画の目的

県は、法<sup>注1</sup>や国の基本方針<sup>注2</sup>等に基づき、本計画を策定しています。

本計画は、地震に対する耐震性が低い建築物の耐震化を図ることなどによって、建築物等の安全性の向上を計画的に促進することを目的としています。

## 3 計画策定の経緯等

本計画は、2007(平成19)年に策定し、その後、法改正や国の基本方針の改定等により、順次改定を行っています(最終改定は2021(令和3)年1月)。

今般、2021(令和3)年12月に国の基本方針が見直されたことを踏まえ、本計画についても改定しました。

## 4 計画の位置づけ

本計画は、市町村が市町村計画を策定する際の指針となるものです。また、神奈川県国土強靱化地域計画や神奈川県地域防災計画など、関連する他の計画や施策と整合・連携を図りながら計画を策定し、取組みを進めます。

さらに、SDGs (Sustainable Development Goals)の17の目標の一つである「住み続けられるまちづくりを」を踏まえながら、本計画を推進します。

## 5 計画期間

本計画は、2021(令和3)年度から2030(令和12)年度までの10年間の計画とします。

なお、計画期間中の国の基本方針の見直しや計画の実施状況等に適切に対応するため、必要に応じて本計画を改定します。

---

本計画の注1～注9については、22ページの「本計画で用いる用語・略称」を参照ください。

## 6 取組主体

法では、建築物の所有者が、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることとされています。

こうした所有者等の取組みを支援するために、県と市町村は、国や建築関係団体、住民組織等と連携、協働して、耐震化の促進に取り組んでいきます。

## 第2章 計画改定の背景と課題

### 1 大規模地震からの教訓

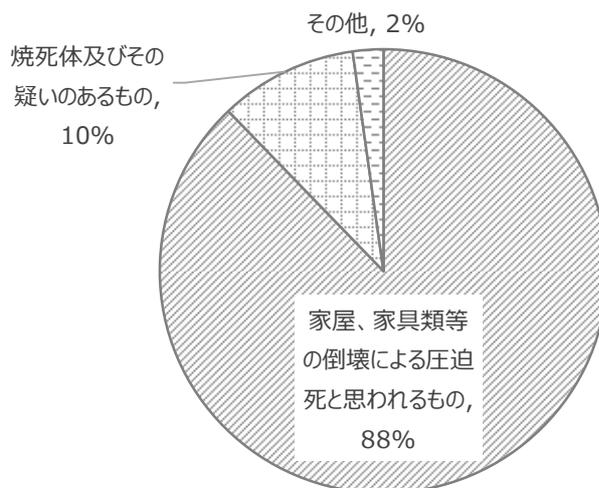
1995(平成7)年1月に発生した兵庫県南部地震(以下「阪神・淡路大震災」という。)では、地震を直接の死因とする死者数の9割近くが、家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるものでした。

建築物の被害状況では、阪神・淡路大震災や、それから約20年後の2016(平成28)年4月に最大震度7の地震を2回連続して記録した熊本地震においても、旧耐震基準<sup>注3</sup>の建築物の被害が大きい傾向が見られました。

また、2011(平成23)年3月に発生した東北地方太平洋沖地震(以下「東日本大震災」という。)では、津波により甚大な被害が発生しましたが、現行の耐震基準を満たす建築物については、地震の揺れによる被害は限定的であったものと考えられています。

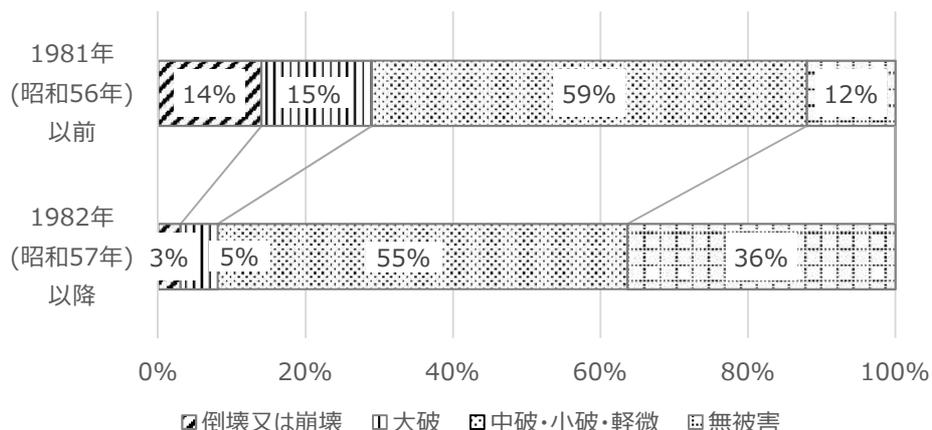
こうしたことから、旧耐震基準の建築物について耐震化を促進することが引き続き重要と考えられます。

【阪神・淡路大震災における死因別死者数の割合】



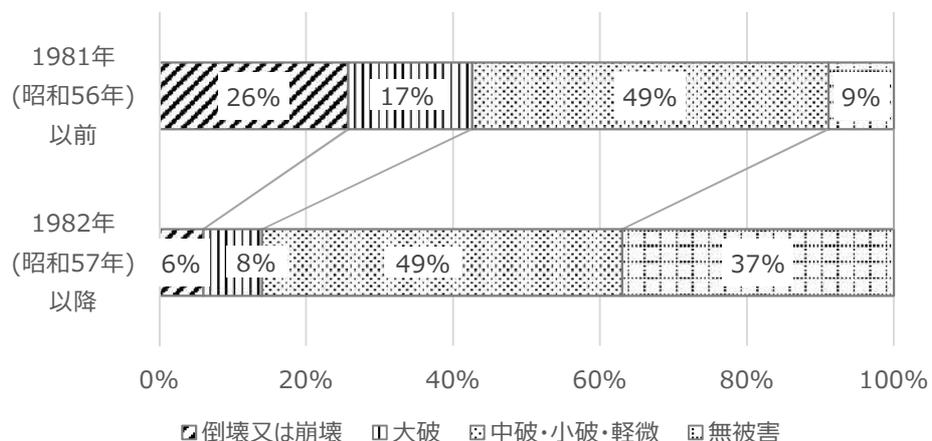
出典:警察白書(平成7年度)

【阪神・淡路大震災における建築物の被害状況  
（新耐震基準<sup>注4</sup>導入前後の比較）】



出典：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告

【熊本地震における建築物の被害状況  
（新耐震基準導入前後の比較(木造)）】



出典：平成28年熊本地震建築物被害調査報告(速報)

また、2018(平成30)年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震は最大震度6弱であったものの、家具や塀が倒れやすい周期の短い地震動であったことなどから、ブロック塀の倒壊による人的被害が発生しました。このような人的被害の発生を防止するため、特に通学路等の沿道における危険性の高いブロック塀への一層の対策が必要と考えられます。

## 2 神奈川県地震被害想定

県が2015(平成27)年にとりまとめた地震被害想定によると、建築物の被害が大きい地震(参考地震を除く)としては、大正型関東地震で全壊・半壊を合わせて約86万棟に及ぶ被害が想定されており、このような大規模地震災害における人的・物的被害の軽減に向けた取組みは喫緊の課題となっています。

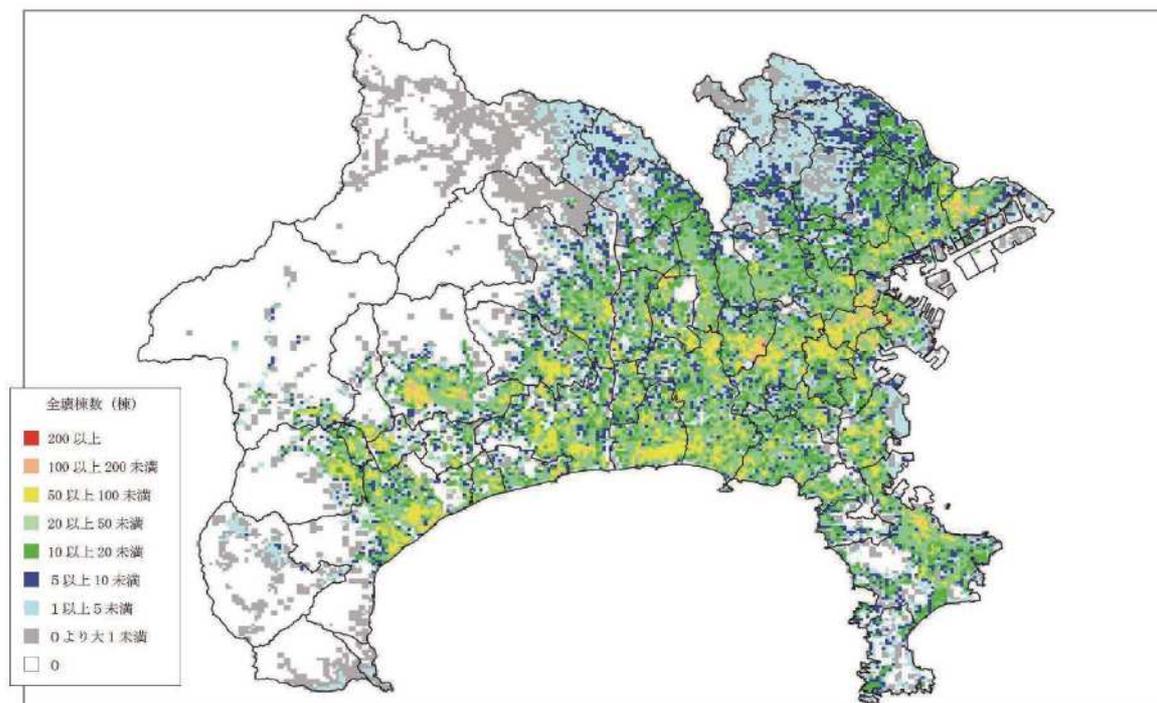
### 【大規模地震による揺れや液状化による建物被害想定結果】

(単位:棟)

想定地震	全壊			半壊			総計		
	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
都心南部直下地震	44,220	21,610	65,820	180,920	44,550	225,470	225,140	66,160	291,290
三浦半島断層群の地震	16,440	6,210	22,650	73,480	14,980	88,460	89,920	21,190	111,110
神奈川県西部地震	3,720	1,050	4,780	16,000	2,280	18,270	19,720	3,330	23,050
東海地震	290	150	440	1,960	690	2,650	2,250	840	3,090
南海トラフ巨大地震	420	210	640	4,240	1,130	5,370	4,660	1,340	6,010
大正型関東地震	327,960	99,890	427,850	351,730	81,350	433,080	679,690	181,240	860,930
(参考) 元禄型関東地震	327,980	99,890	427,860	351,720	81,350	433,080	679,700	181,240	860,940
(参考) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震(西側モデル)	464,710	145,810	610,520	357,990	86,830	444,810	822,700	232,640	1,055,330

出典:神奈川県地震被害想定調査報告書(2015(平成27)年3月)を一部加工

### 【大正型関東地震の揺れによる全壊棟数の分布】



出典:神奈川県地震被害想定調査報告書(2015(平成27)年3月)

### 3 計画の進捗状況と課題等

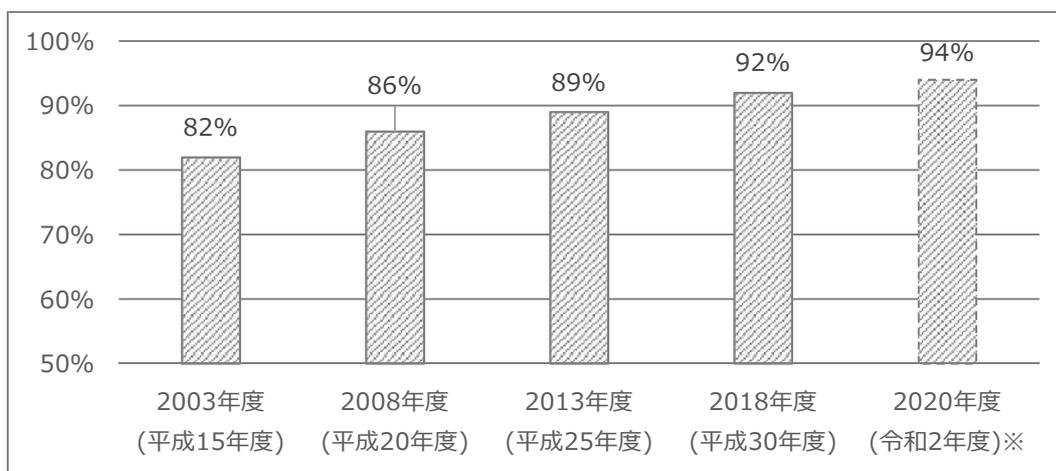
#### (1) 計画の進捗状況

前回の本計画では、「住宅」及び「多数の者が利用する建築物（資料1）」の耐震化率<sup>注5</sup>の目標を2020(令和2)年度までにそれぞれ95%まで高めることとしていました。

実績としては、「住宅」については94%、「多数の者が利用する建築物」については93%となり、目標をやや下回ったものの、ほぼ計画どおりの進捗が見られました。

#### ア 住宅について

【住宅の耐震化率の進捗状況】

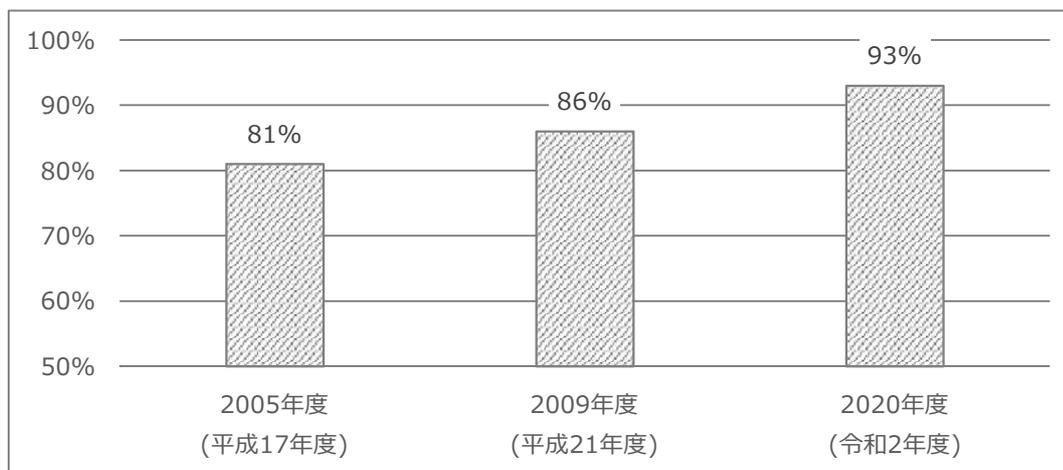


出典:住宅・土地統計調査をもとに推計

※:2020(令和2)年度については過年度からのトレンドによる推計値

#### イ 多数の者が利用する建築物について

【多数の者が利用する建築物の耐震化率の進捗状況】



出典:神奈川県調べ

## (2) 現状分析と課題

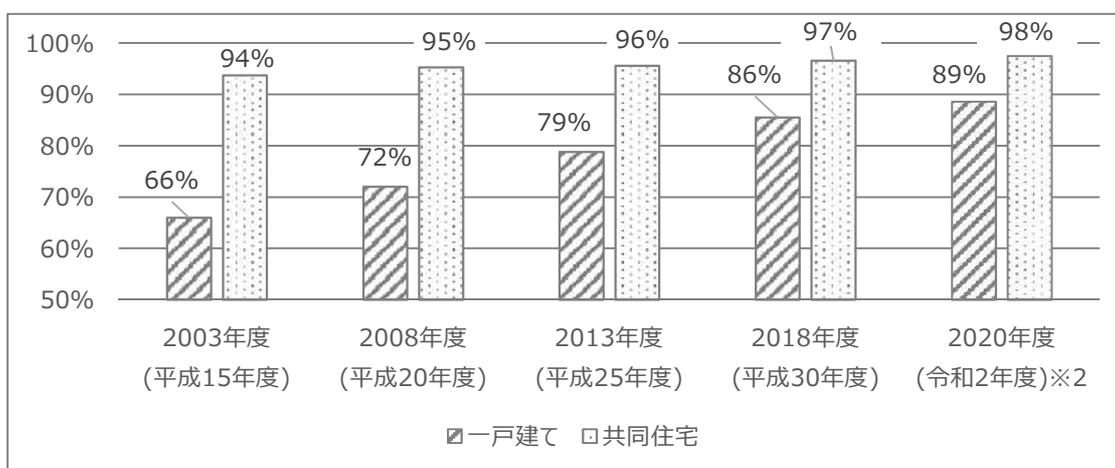
### ア 住宅について

住宅全体の耐震化率は94%ですが、この内訳を一戸建て住宅、共同住宅別で見ると、一戸建て住宅の耐震化率は89%で共同住宅は98%となっており、一戸建ての耐震化率が比較的低い状況です。

また、この一戸建て住宅のうち、旧耐震基準で建てられた住宅の居住者の年齢構成を見ると、65歳以上の高齢者<sup>※1</sup>の割合が増加しており、耐震化の取組みが進みにくい状況です。

※1: 神奈川県高齢者居住安定計画における65歳以上の高齢者

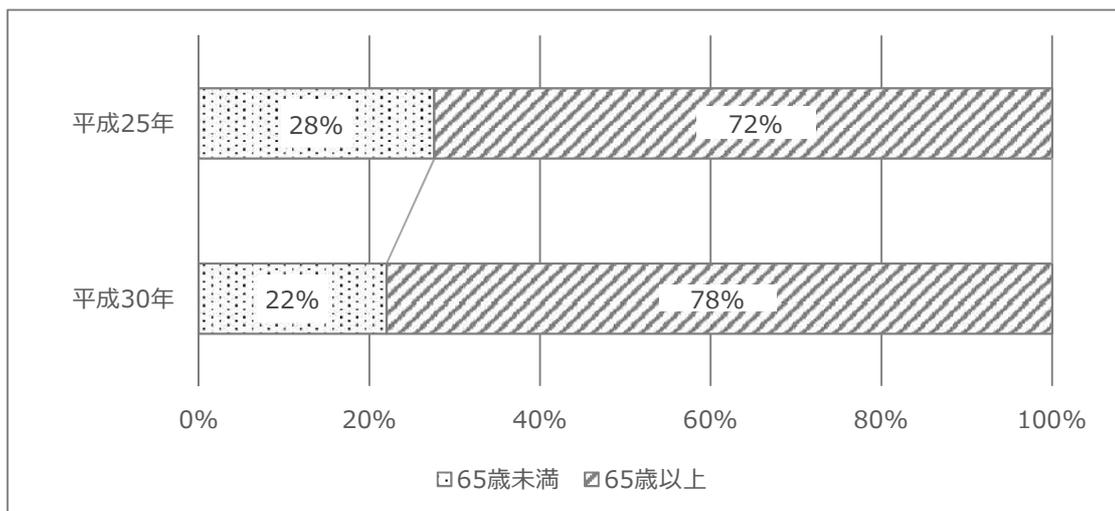
【一戸建て住宅と共同住宅の耐震化率の推移】



出典: 住宅・土地統計調査をもとに推計

※2: 2020(令和2)年度については過年度からのトレンドによる推計値

【旧耐震基準で建てられた木造一戸建て住宅の世帯主年齢の分布状況】



出典: 住宅・土地統計調査をもとに推計

## イ 多数の者が利用する建築物について

多数の者が利用する建築物の耐震化率は93%ですが、公共建築物と民間建築物別で見ると、公共建築物は97%、民間建築物は91%となっており、民間建築物の耐震化率は比較的低い状況で、引き続き対策が必要です。

### 【多数の者が利用する建築物の公共・民間別の耐震化率】

2021(令和3)年3月末時点

	棟数 <sup>※1</sup>	耐震性あり	耐震化率
公共建築物 <sup>※2</sup>	8,767	8,501	97%
民間建築物	20,602	18,843	91%
計	29,369	27,344	93%

※1:棟数は除却等により変動します。

出典:神奈川県調べ

※2:公共建築物は、県有建築物及び市町村有建築物を言います。

また、多数の者が利用する建築物とそれに含まれる要緊急大規模建築物<sup>注6</sup>は、1995(平成7)年の法制定当初から耐震化を促進してきたこともあり、耐震化率は堅調な伸びがみられました。

一方、沿道建築物<sup>注7</sup>は、2013(平成25)年の法改正により耐震診断の義務付けが制度化され、県では2015(平成27)年3月の計画から耐震対策を進めてきたことや、これまで計画においても目標設定がなされていなかったこともあり、耐震化率が3割程度にとどまっています。

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率を見ると、沿道建築物で26%であり、要緊急大規模建築物の耐震化率93%と比べると大きな差が生じており、沿道建築物の耐震化率の向上は今後の課題となっています。

### 【耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率】

耐震診断義務付け対象建築物	耐震化率
要緊急大規模建築物	93% <sup>※1</sup>
沿道建築物	26% <sup>※2</sup>

※1:2021(令和3)年4月時点の耐震化率

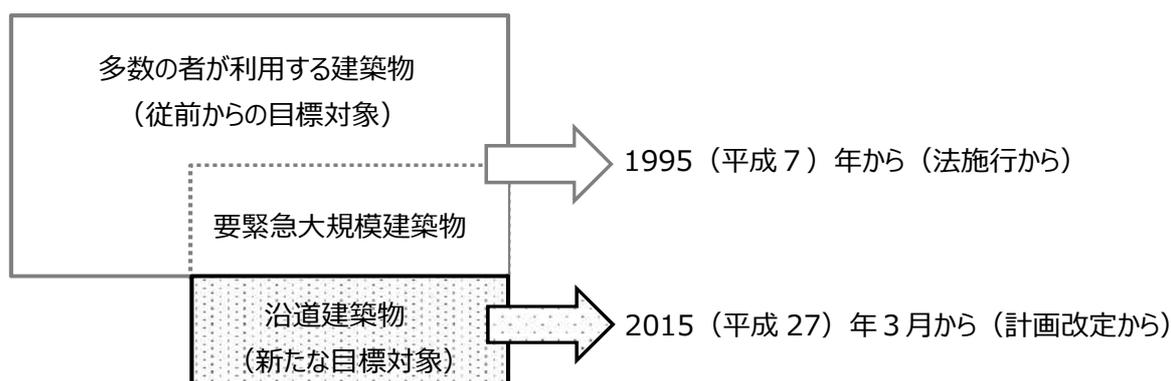
出典:神奈川県調べ

※2:2021(令和3)年6月末時点の耐震化率

### 【耐震化の促進施策の開始年次について】

<目標対象建築物>

<施策開始年次>



## 第3章 建築物の耐震化の目標

### 1 目標設定の考え方

これまでの国の基本方針では、耐震化の目標を「住宅」と「多数の者が利用する建築物」で定めており、本県においても同様の目標設定としていました。

今回の国の基本方針の改定では、目標を「住宅」と「耐震診断義務付け対象建築物」で定める考えが示されたため、本県においても国の基本方針を踏まえつつ、県におけるこれまでの目標設定の継続性や取組みの進捗状況等を勘案し、下記の目標を定めます。

### 2 本計画の目標

#### (1) 住宅

目標：耐震性が不十分な住宅を 2030(令和 12)年度までにおおむね解消

2020(令和 2)年度時点で約 6 % 残存する耐震性が不十分な住宅（耐震化率で約 94%）について、2030(令和 12)年度までにおおむねその解消を目指します。

#### (2) 耐震診断義務付け対象建築物等

ア 多数の者が利用する建築物（要緊急大規模建築物を含む）

目標：耐震性が不十分な多数の者が利用する建築物を 2025(令和 7)年度までにおおむね解消

2020(令和 2)年度時点で約 7 % 残存する耐震性が不十分な多数の者が利用する建築物（耐震化率で約 93%）について、2025(令和 7)年度までにおおむねその解消を目指します。

イ 沿道建築物

目標：旧耐震基準で建てられた沿道建築物のうち、必要な耐震性能が確保されたものの割合を 2030(令和 12)年度までに 5 割とする

旧耐震基準で建てられた沿道建築物のうち、新耐震基準相当の耐震性能が確保されたものの割合は、2021(令和 3)年 6 月時点で 26%程度にとどまっていることから、この割合を 2030(令和 12)年度までに 5 割とすることを目指します。

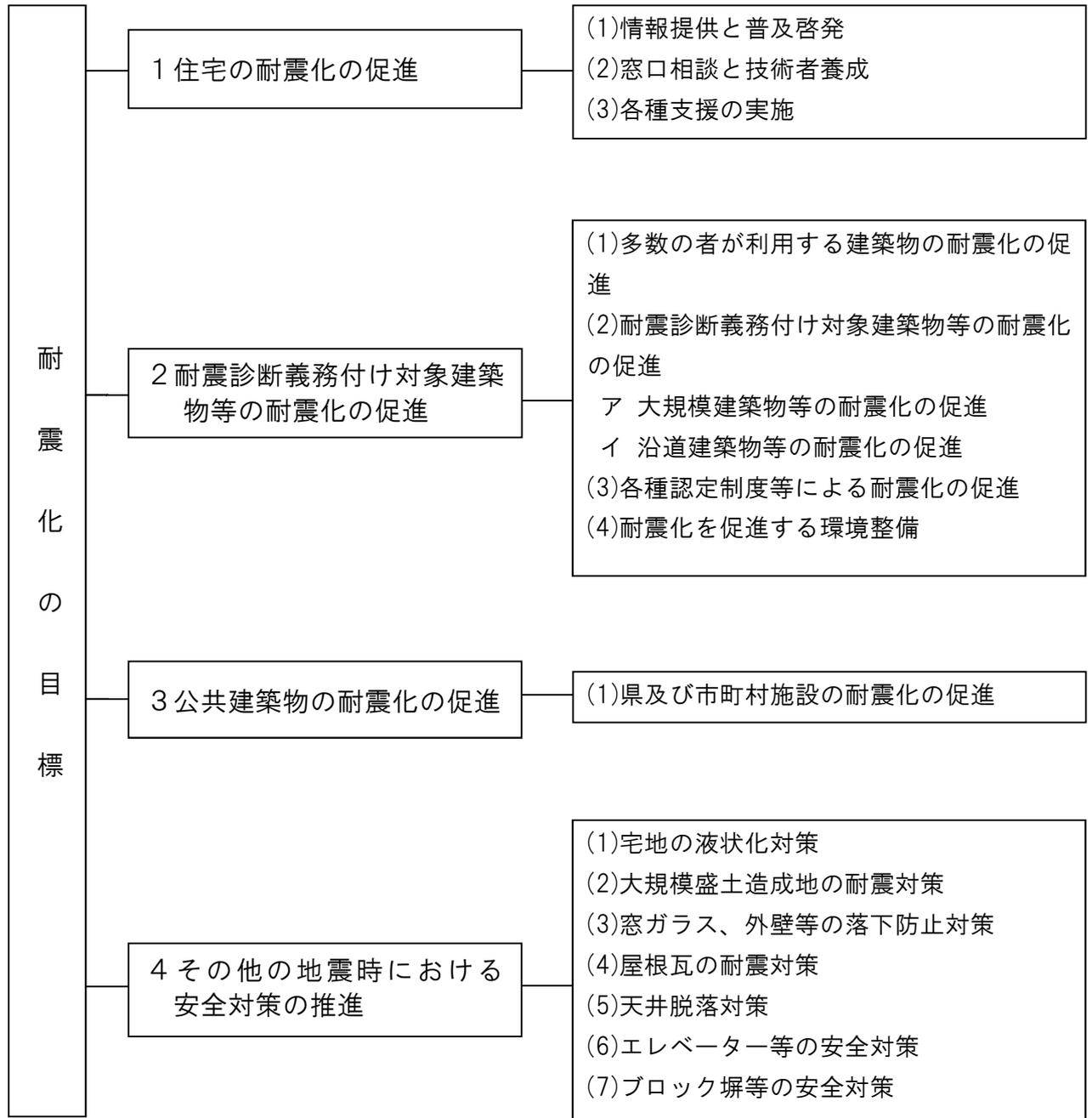
## 第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

住宅及び耐震診断義務付け対象建築物等の耐震化の目標の達成に向け、本県の建築物の耐震化を促進するための施策を次のとおり定め、総合的かつ計画的に施策を展開していきます。

<目標>

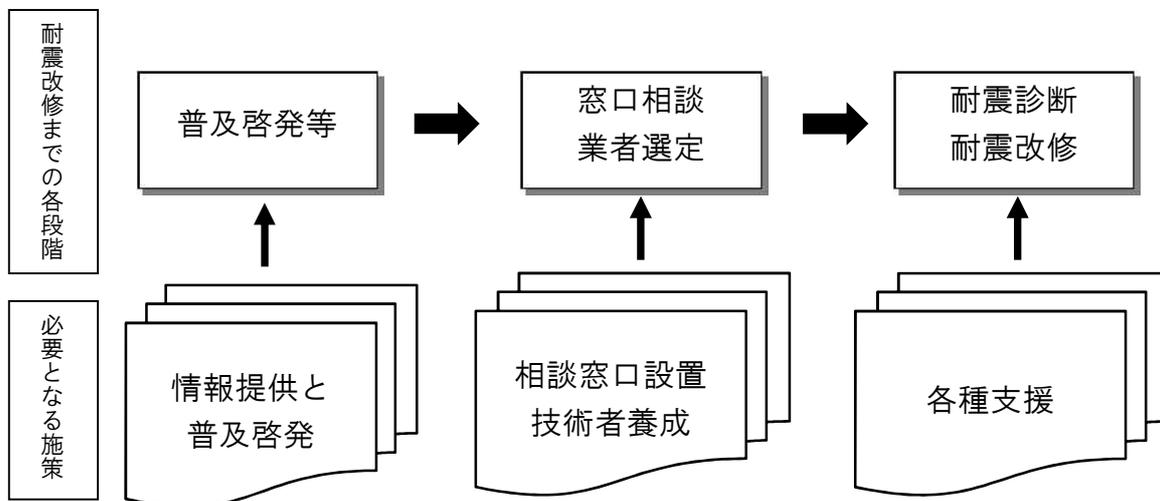
<施策の基本方向>

< 施 策 >



## 1 住宅の耐震化の促進

住宅（戸建て・マンション等）の耐震化を促進するために、住宅の所有者等に対して、意識啓発、窓口相談、耐震診断などの事業実施の各段階で必要となる施策を講じることにより、住宅の耐震化を総合的に支援します。



### (1) 情報提供と普及啓発

県は、住宅の所有者等に対して、地震に対する安全性を確保することの重要性を認識してもらうなど、建築物の耐震化に対する意識の向上を図るとともに、防災マップなどの情報提供を行います。

#### ア 資料やデジタルコンテンツを活用した普及啓発

木造住宅の耐震診断を手軽に行える耐震診断問診票等を掲載したパンフレット「地震にそなえてマイホームの点検」を、県や市町村の窓口、各種イベントなどで配布して、耐震化の重要性についての意識啓発に努めます。特に地域の高齢者に対しては、ワンストップサービスの拠点である地域包括支援センター等を通じて情報提供や相談窓口の案内を行います。

また、動画を活用した意識啓発、SNS、ポータルサイトでの情報発信など、デジタルコンテンツを活用した普及啓発を行います。



#### イ 各種イベントと連携したセミナーの開催

耐震診断・耐震改修の重要性や必要性について広く周知を図るため、市町村と連携して建築物防災週間などの各種行事やイベントの機会を捉え、耐震セミナーを開催します。

また、県民が、いつでも耐震化の重要性と必要性が学べるよう耐震WEBセミナーを県のホームページ上で公開します。

## ウ 防災マップ等の整備と情報提供

所有者等が災害に対する意識を深められるように、「防災マップ」や「地震被害想定調査結果マップ」を「e-かなマップ」に掲載しています。また、自然災害の情報提供として「神奈川県アボイドマップ」等の活用を図ります。

## (2) 窓口相談と技術者養成

所有者等が耐震化に取り組みやすいように、相談窓口の設置や耐震技術者の養成などを進めていきます。

### ア 県民相談窓口の設置と対応

県庁・県土木事務所・各市町村の建築担当部署に、相談窓口を設置し所有者等からの相談に対応します。

また、一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会や公益社団法人 日本建築家協会関東甲信越支部 JIA 神奈川地域が設置する相談窓口では、登録業者（診断・改修）の紹介や改修等の相談に対応しており、県民が安心してマイホームの耐震化などを進められるように支援します。

### イ 耐震技術者の養成

県と関係市の共催で、耐震診断・耐震改修に関わる建築士や施工会社の建築技術者を対象に、木造住宅耐震改修実務セミナーを開催して、耐震技術者の養成を図ります。

また、セミナーを受講した技術者は、ホームページで連絡先等を情報提供します。



### ウ 公社・URの技術力活用

地方住宅供給公社や独立行政法人都市再生機構（以下「UR」という。）は、耐震改修等について豊富な経験を有しています。

このため、神奈川県住宅供給公社、横浜市住宅供給公社、川崎市住宅供給公社及びURは、法第5条第3項第5号に基づき、神奈川県内において業務委託により、耐震診断・耐震改修を行うことができるものとします。

なお、URは、原則として、都市再生に資するものに限られます。

### (3) 各種支援の実施

住宅の所有者等が耐震診断や耐震改修を実施する際の費用について各種支援を行うことにより、住宅の耐震化の促進を図ります。

#### ア 国の支援

国では、「社会資本整備総合交付金」等により、地方自治体が耐震診断・耐震改修に対する補助を行う場合にその一部を支援しています。

また、住宅の耐震化に向けて、普及啓発や技術者への支援等積極的な取り組みを行っている地方公共団体を対象として、補強設計から耐震改修までをパッケージで総合的に支援するメニュー（総合支援メニュー）を創設しています。

県では多くの市町村でこのメニューを使い耐震化が図られるよう働きかけていきます。

#### イ 県・市町村による支援

2021（令和3）年度現在、多くの市町村において、戸建て住宅の耐震診断や改修に対する補助制度が設けられています。

こうした市町村に対して、県は市町村の求めに応じ、「神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金」の重点事業である「住宅揺れ対策事業」により、市町村への財政支援を行っています。

補助制度を設けていない市町村に対して、創設に向けた働きかけを行います。

#### ウ 税制優遇等

2013（平成25）年以降、1981（昭和56）年5月31日以前に着工された住宅の耐震改修工事を行った場合、所得税の控除が受けられます。また、一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額が受けられます。

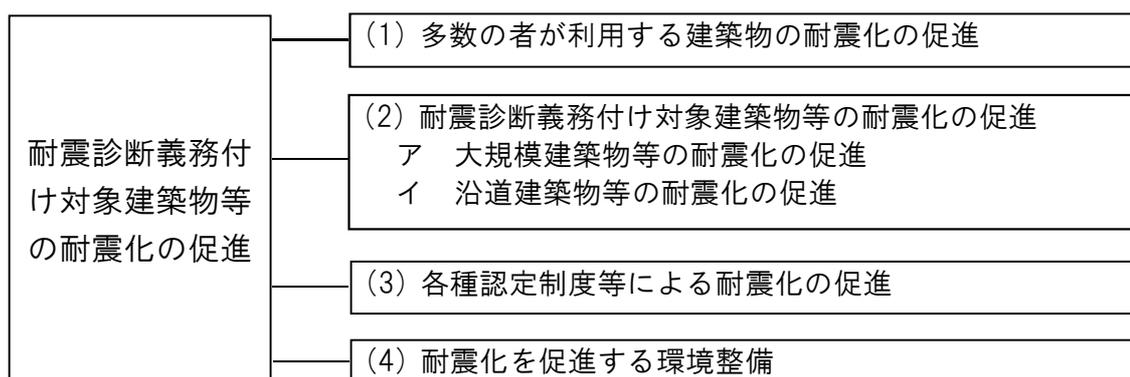
#### エ いのちを守ることを優先とした対応

所有者の財政状況や建築物個々の事情から、建築物全体の耐震改修が困難な場合があります。このような場合には、一部屋耐震化等の段階的（部分的）な耐震改修等や家具の転倒防止等を行い、命を守ることを優先とした取り組みも必要です。

こうしたことから、県では、市町村がこのような補助制度の運用に取り組んでいけるよう支援していきます。



## 2 耐震診断義務付け対象建築物等の耐震化の促進



### (1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

多数の者が利用する建築物については、所有者が耐震化の重要性を理解し耐震診断や耐震改修などが進められるように、市町村と連携して所有者の置かれた状況に応じた適切な情報提供等を行っていきます。

### (2) 耐震診断義務付け対象建築物等の耐震化の促進

#### ア 大規模建築物等の耐震化の促進

県では、倒壊した場合に大被害につながる危険が大きい多数の者が利用する建築物のうち、大規模な建築物に対して耐震化対策に引き続き取り組んでいきます。

- ① 要緊急大規模建築物のうち、特に要配慮者が利用する学校や病院等については、国や市町村と連携して耐震改修に対して支援します。
- ② 防災拠点建築物<sup>注8</sup>（資料1、資料2）となる被災者受け入れ施設については、国や市町村と連携して耐震改修に対して支援します。
- ③ 建築物の所有者等へ直接訪問するなど、個別の耐震診断や耐震改修の課題等を踏まえた、きめ細かい対応を行います。
- ④ 支援制度のない市町村に対して支援の検討を働きかけていきます。

### 【要緊急大規模建築物の耐震化の状況】

(2021(令和3)年4月時点)

	棟数※	耐震診断 済み	耐震性 あり	耐震化率
要緊急大規模建築物	974	974	905	93%
(うち、防災拠点建築物)	(8)	(8)	(6)	(75%)

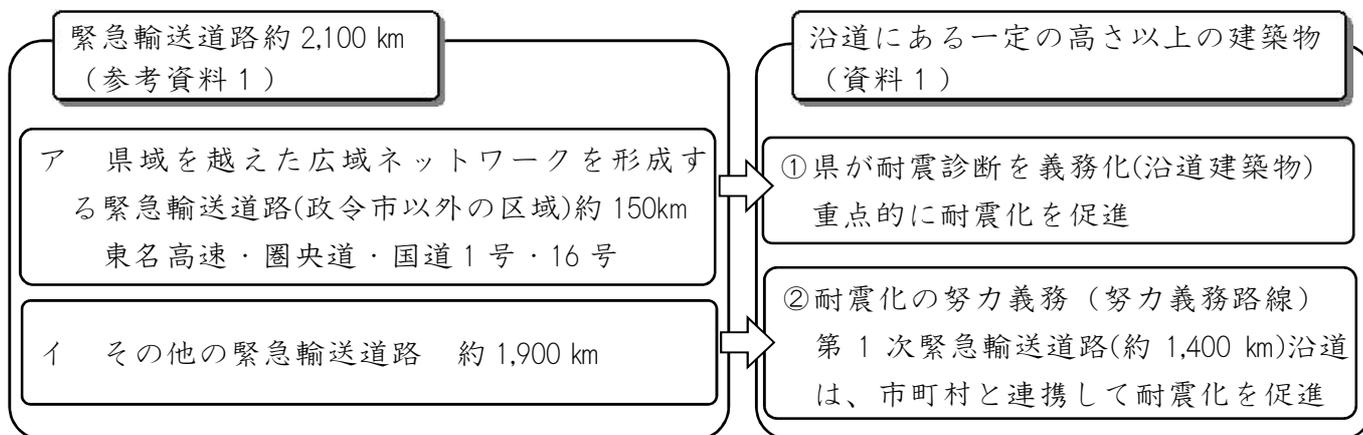
※：棟数は除却等により変動します。

出典：神奈川県調べ

## イ 沿道建築物等の耐震化の促進

県では、沿道建築物等について、引き続き耐震対策に取り組んでいきます。

### <耐震化の義務の考え方>



- ① 県域を越えた広域ネットワークを形成する緊急輸送道路（政令市以外の区域）約 150km を法第 5 条第 3 項第 2 号に基づき耐震診断義務付け路線として指定し（資料 2）、沿道建築物（要安全確認建築物<sup>注 9</sup>）等の耐震診断や耐震改修に対し支援します。
- ② その他の緊急輸送道路約 1,900 km を法第 5 条第 3 項第 3 号に基づく耐震化努力義務路線として位置づけ、このうち第 1 次緊急輸送道路約 1,400 km（参考資料 1）は、市町村と連携し対象となる建築物等の耐震診断や改修に対して支援を行います。  
 なお、市町村の耐震改修促進計画で路線が指定された場合は、対象となる沿道の建築物は耐震診断が義務付け（沿道建築物）されます。
- ③ 計画で診断義務付けを行っている県または市町村において、特に、倒壊した場合の影響が大きい建築物の所有者等へ直接訪問するなど、個別の耐震診断や耐震改修の課題等を踏まえた、きめ細かい対応を行います。
- ④ 支援制度のない市町村に対して支援の検討を働きかけていきます。

### 【沿道建築物の耐震化の状況（市指定路線含む）】

（2021（令和 3）年 6 月末時点）

	棟数 <sup>※</sup>	耐震診断済み	耐震性あり	耐震化率
沿道建築物 （うち、県の指 定路線）	809 （13）	735 （9）	190 （4）	26% （44%）

※：棟数は除却等により変動します。

出典：神奈川県調べ

### (3) 各種認定制度等による耐震化の促進

法では、建築物の耐震改修に対する促進策が設けられています。県では、法の各種認定制度を活用して建築物の耐震化を促進していきます（制度に関しては、戸建て住宅やマンションも活用可能です）。

また、補助制度の運用を弾力的に扱うことで、耐震化を促進していきます。

#### ア 耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率等の緩和(法第 17 条)

耐震改修を行う際、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐火規定の緩和や容積率、建ぺい率の特例措置の適用が受けられます。

#### イ 建築物の地震に対する安全性の表示制度(法第 22 条)

所管行政庁から地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けた建築物は、広告等に、認定を受けたことを表示できます。

#### ウ 区分所有建築物の議決要件の緩和（法第 25 条）

所管行政庁から、耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第 17 条）に規定する共用部分の変更決議が、 $3/4$  以上から  $1/2$  超(過半数)に緩和されます。

#### エ 段階改修（部分改修）などの柔軟な運用

所有者の財政状況や建築物個々の事情から、建築物全体の耐震改修が困難な場合があります。このような場合には、例えば改修可能な部分から順次耐震改修を進めていく段階的（部分的）な対応とすることも考えられます。県では、市町村がこのような補助制度の柔軟な運用に取り組んでいけるよう支援していきます。

#### オ 除却等の促進

耐震化率の向上にあたっては、建物の耐震改修を促進するとともに耐震性が不足している建物の除却や建替えを行うことも有効です。

県では市町村がこのような補助制度の運用に取り組んでいけるよう支援していきます。

また、耐震性が不足しているマンションにおいては、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」の除却の必要性に係る認定を受けることで、マンションや敷地を売却する旨の決議が区分所有者等の全員合意から  $4/5$  に緩和されます。

#### (4) 耐震化を促進する環境整備

##### ア 建築物の所有者への周知

県のホームページなどを活用して法や計画の概要、耐震化の目標等、建築物の耐震化に関する様々な情報を周知します。

特に、法によって耐震診断が義務付けられた大規模建築物や沿道建築物の所有者については、法律の趣旨や支援制度等を個別に通知して周知します。

##### イ 相談窓口での情報提供

県庁及び県の土木事務所並びに各市町村の建築担当部署において、所有者等からの相談に対応します。

また、耐震診断・耐震改修に関する支援制度についての情報提供を行います。

##### ウ 専門家・事業者の育成等

耐震診断を実施する有資格者等について、一般財団法人日本建築防災協会等と連携してセミナー・講習会を開催して育成を図ります。また、育成した有資格者等については、所有者等へ情報提供します。

### 3 公共建築物の耐震化の促進

県及び市町村が所有する公共建築物の耐震化については、おおむね達成されているところですが、耐震化が未了の施設については、引き続き計画的な改修や建替え等を通じた耐震化に取り組みます。

#### <県及び市町村の公共建築物の耐震化状況>

2021(令和3)年3月末現在

	棟数 <sup>※</sup> A	S56以前建築 B	耐震性有 D	耐震化率 D/A
公共建築物	8,767棟	4,015棟	8,501棟	約97.0%

出典:神奈川県調べ

※:表中の棟数は、多数の者が利用する建築物(資料1)の規模要件に該当する建築物

## 4 その他の地震時における安全対策の推進

建築物の耐震化と併せて、地盤や落下物、エレベーターなどの安全対策を進め、地震時における安全性の向上を図ります。

### (1) 宅地の液状化対策

2011（平成 23）年の東日本大震災では、県内を含む数多くの場所で液状化の被害が発生しました。そこで、2013（平成 25）年度に改訂した「建築物の液状化対策マニュアル」などにより、液状化が起こりやすい土地の判定方法、建築物の液状化対策工法及び液状化についての相談窓口などについて情報提供を行います。

### (2) 大規模盛土造成地の耐震対策

2004（平成 16）年の新潟県中越地震や 2011（平成 23）年の東日本大震災などの大規模地震によって、大規模な盛土造成地の崩落被害が多数発生しました。このため、県では、県民の防災意識の向上を図るため、一定規模以上の盛土造成地の概ねの位置を示した「大規模盛土造成地マップ」を作成し、県のホームページや市町村等の窓口において公表しています。また、地元市町村と連携して現地調査等を行い、当該造成地の危険性が高い場合には、土地所有者等に防災工事の実施等を促して、大規模盛土造成地の地震時における安全性の向上を図ります。

### (3) 窓ガラス、外壁等の落下防止対策

大規模な地震が発生した際には、建築物の倒壊だけでなく、窓ガラスや外壁、袖看板など、建築物の外装材の損壊・落下による被害も懸念されます。

こうした被害は、1978（昭和 53）年の宮城県沖地震で注目され、2011（平成 23）年の東日本大震災では、広い範囲で数多くの被害が確認されました。

このため、地震発生時に建築物からの落下物を防ぎ、安全性を確保するために、建築物の所有者等に対して適正な維持管理の啓発及び指導を図ります。

### (4) 屋根瓦の耐震対策

2021（令和 3）年福島県沖地震において、屋根瓦の脱落が発生し、修繕が必要となる事例が複数みられました。また、瓦の緊結方法等の建築基準法による告示が改正（2022（令和 4）年 1 月施行）され、地震時の脱落防止対策を講ずることが必要となりました。

具体的な緊結方法などをホームページ等で住宅所有者や施工者等へ周知し、安全性の確保を図るよう指導します。

## (5) 天井脱落対策

2011（平成 23）年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生したことを踏まえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

そこで、既存建築物について定期報告制度による情報把握を行い、建築物の所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう指導します。

## (6) エレベーター等の安全対策

2005（平成 17）年の千葉県北西部の地震では、首都圏の多くのビルでエレベーターの緊急停止による閉じ込め事故が発生し、地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。また、2011（平成 23）年の東日本大震災では、エスカレーターの脱落等が複数確認されたことから、新たな基準が定められました。

このため、エレベーターやエスカレーターが設置された建築物の所有者等に建築基準法の定期検査などの機会を捉えて、地震時のリスクなどを周知し、安全性の確保を図るよう指導します。

## (7) ブロック塀等の安全対策

2018（平成 30）年の大阪府北部地震では、コンクリートブロック塀の倒壊による人的被害が発生しました。

県ではブロック塀等の耐震化に関する情報等の普及啓発を引き続き行うとともに、特に、通学路等の沿道において、危険なブロック塀等の把握、改善を行うよう市町村に対して働きかけていきます。

このため、危険なブロック塀等の改修・撤去に関する補助制度の創設や拡充について市町村に働きかけをするとともに支援していきます。

さらに、必要に応じて、通学路等の避難路について新たに市町村耐震改修促進計画で路線を指定する場合には、必要な支援を行っていきます。

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 推進体制

#### (1) 県と市町村との連携

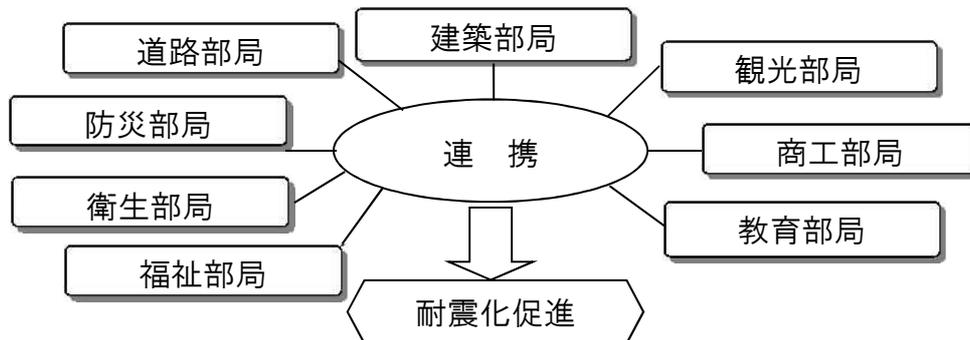
県と33市町村では、県内の建築物の耐震化を計画的に促進することを目的として、「神奈川県建築物耐震化促進協議会」などを設置し建築物の耐震化に向けて連携して取り組んでおり、この結果、県内のすべての市町村で耐震改修促進計画が策定されています。

引き続き、こうした場を活用し、市町村と連携しながら計画の推進を図っていきます。

#### (2) 県の関係部局との連携

県では、関係部局と庁舎、病院、学校等の施設管理者とが連携して、耐震化を計画的に推進します。

また、建築物の所有者の高齢化等も踏まえ、福祉部局との連携も進めていきます。



## 2 法に基づく指導・助言等

### (1) 耐震改修促進法による指導・助言の実施

県と12市の所管行政庁では、建築物の耐震診断及び耐震改修の適切な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該建築物の所有者に必要な指導及び助言を行います。

### (2) 耐震診断義務付け建築物への対応

要緊急大規模建築物と要安全確認建築物の診断の実施状況は次のとおりです。

2021（令和3）年6月末現在

	診断対象 棟数	診断実施 棟数	診断実施 割合
要緊急大規模建築物	974	974	100%
要安全確認建築物	809	735	約91%

### (3) 耐震診断の結果の公表

建築物の所有者から報告を受けた耐震診断の結果については、国土交通省令に基づき、ホームページで公表します。

	耐震診断結果の公表時期
要緊急大規模建築物	2017（平成29）年3月
要安全確認建築物	2022（令和4）年度 <sup>※</sup>

※：耐震診断結果の公表については、地域における建築物の個別の状況等を踏まえながら、順次公表を行う予定です。

## 3 施策のフォローアップについて

「住宅」の耐震化率の実績値は、国が5年ごとに公表する住宅・土地統計調査のデータに基づき算出を行います。

その他の計画で目標設定している「多数の者が利用する建築物」や「耐震診断義務付け建築物」の耐震化の状況を一定期間ごとに検証することによって、計画の進捗を明らかにしていきます。

その結果は、ホームページで公表するとともに、必要に応じて計画の見直しに活用していきます。

## <本計画で用いる用語・略称>

### 注1「法」

…建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)

### 注2「国の基本方針」

…建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)(2021(令和3)年12月21日改正施行)

### 注3「旧耐震基準」

…1981(昭和56)年5月31日以前の建築基準法の耐震基準

### 注4「新耐震基準」

…1981(昭和56)年6月1日に施行された建築基準法の耐震基準

### 注5「耐震化率」

…対象建築物のうち、新耐震基準相当の耐震性能を有するものの割合(旧耐震基準で建築された建築物のうち、耐震改修により必要な耐震性能が確保されたものを含む)

### 注6「要緊急大規模建築物」

…要緊急安全確認大規模建築物。不特定多数・避難確保上特に配慮が必要な者が利用する大規模建築物等、法で耐震診断が義務付けられた旧耐震基準の建築物(法附則第3条(資料1、資料2))

### 注7「沿道建築物」

…県又は市町村が計画で指定した緊急輸送道路の沿道の建築物のうち、一定の高さ以上の耐震診断が義務付けられた旧耐震基準の建築物(法第5条第3項第2号又は法第6条第3項第1号(資料1、資料2))

### 注8「防災拠点建築物」

…広域防災拠点となる建築物(2014(平成26)年3月指定(資料1、資料2))

### 注9「要安全確認建築物」

…要安全確認計画記載建築物。県又は市町村の計画に記載された耐震診断が義務付けられた旧耐震基準の建築物(法第7条)

種 類		説 明
住宅		戸建住宅、長屋、共同住宅等
多数の者が利用する建築物		学校、体育館、病院、集会場、百貨店、ホテル、事務所、社会福祉施設等、その他多数の者が利用する建築物で一定規模以上の建築物  ※主に、3階建て以上で、1,000㎡以上のものなどが対象。 詳細は資料1を参照
耐震診断義務付け対象建築物	不特定多数・避難確保上特に配慮が必要な者が利用する大規模建築物 【要緊急大規模建築物】	学校、体育館、病院、集会場、百貨店、ホテル、事務所、社会福祉施設等、その他多数の者が利用する建築物で大規模な建築物等  ※多数の者が利用する建築物のうち規模が特に大きな建築物が対象。 主に、5階建て以上で、5,000㎡以上のものなどが対象。 詳細は資料1を参照。
	防災拠点建築物 【要安全確認建築物】	要緊急大規模建築物のうち、ホテルや旅館で、所在市町村と「避難生活者の受入れに関する協定書」を締結したもの。  ※詳細については、資料1を参照
	沿道建築物 【要安全確認建築物】	県が計画で指定した緊急輸送道路の沿道の建築物のうち、一定の高さ以上の建築物  ※一定の高さについては、資料1を参照。（2015（平成27）年3月指定。資料2）

# 資料編

資料 1 耐震改修促進法における建築物一覧

資料 2 耐震診断を義務化する建築物

参考資料 1 第 1 次緊急輸送道路に係る診断義務化路線及び補助路線等

参考資料 2 相談窓口

参考資料 3 補助一覧

参考資料 4 主な震災と耐震改修促進法等の改正経緯

# 資料 1 耐震改修促進法における建築物一覧

## 【多数の者が利用する建築物、要緊急大規模建築物】

用途		多数の者が利用する建築物 法第 14 条第 1 号	要緊急大規模建築物 法第 7 条、附則第 3 条
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
体育館		階数 1 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上 (一般公共の用に供されるもの)
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			
防災拠点建築物			階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
			法第 5 条第 3 項第 1 号の規定により県耐震改修促進計画に記載された旧耐震基準の建築物 (要緊急安全確認大規模建築物のうち市町村と避難生活者の受入れに関する協定を締結したホテル・旅館)

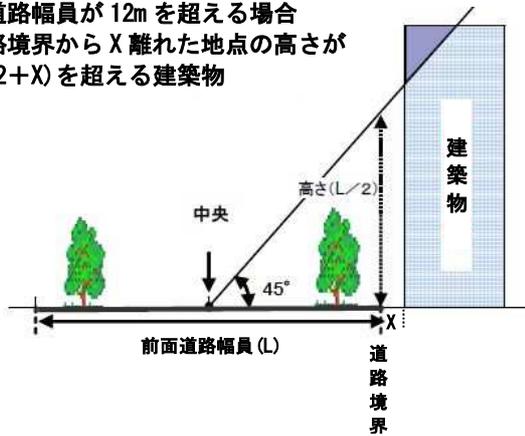
## 【沿道建築物】

法第5条第3項第2号、第3号及び法第6条第3項の規定により耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物で、以下の要件に該当するもの。

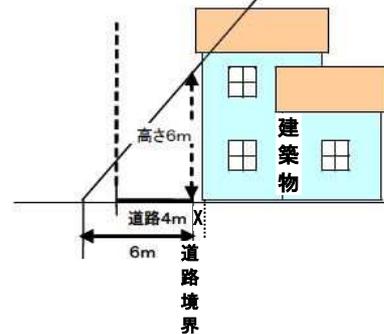
### 一定の高さ以上の建築物等

#### 【建築物】

- ①前面道路幅員が12mを超える場合  
道路境界からX離れた地点の高さが  
( $L/2+X$ )を超える建築物

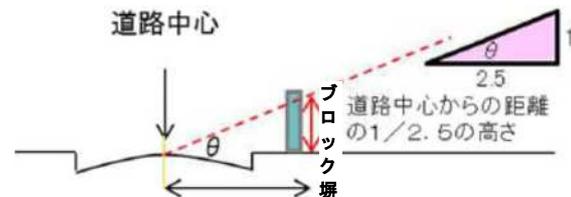


- ②前面道路幅員が12m以下の場合  
道路境界からX離れた地点の高さが  
( $6m+X$ )を超える建築物



#### 【ブロック塀】

- ・昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した塀
- ・長さが25mを超える塀
- ・塀から前面道路の中心線までの距離を2.5で除した数値を超える高さの塀



## 資料2 耐震診断を義務化する建築物

【要緊急大規模建築物】平成25年11月改正法施行

＜参考＞ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

附則

（要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
- 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

※ 対象となる建築物の用途・規模については、資料1の表を参照して下さい。

※ 耐震診断を実施する者の資格について

「要緊急安全確認大規模建築物」の耐震診断は、一級建築士等であつて耐震診断に係る一定の講習を受けている者（耐震診断資格者）に行なわせることが必要となります。

ただし、改正法の施行前に実施した耐震診断については、耐震診断を行なった者の資格要件はありません。

【広域防災拠点となる建築物】平成26年3月指定

次に掲げる建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに、所管行政庁（県又は特定行政庁）に報告しなければならない。

○用途：ホテル・旅館

○要件：耐震改修促進法の附則第3条第1項に掲げる「要緊急安全確認大規模建築物」に該当する建築物のうち、所在市町村と「避難生活者の受入れに関する協定書」を締結したもの。

＜注意＞

- ・協定書は、施設と所在市町村とが締結したもので、受入期間と受入人数を明確にしてください。協定の名称やその他の規定内容は問いません。
- ・広域防災拠点との趣旨から、所在市町村以外の住民をも受入れることが可能なもので、受入期間を3ヶ月以上、受入人数を100人以上とするものを対象とします。

【沿道建築物】平成27年3月指定

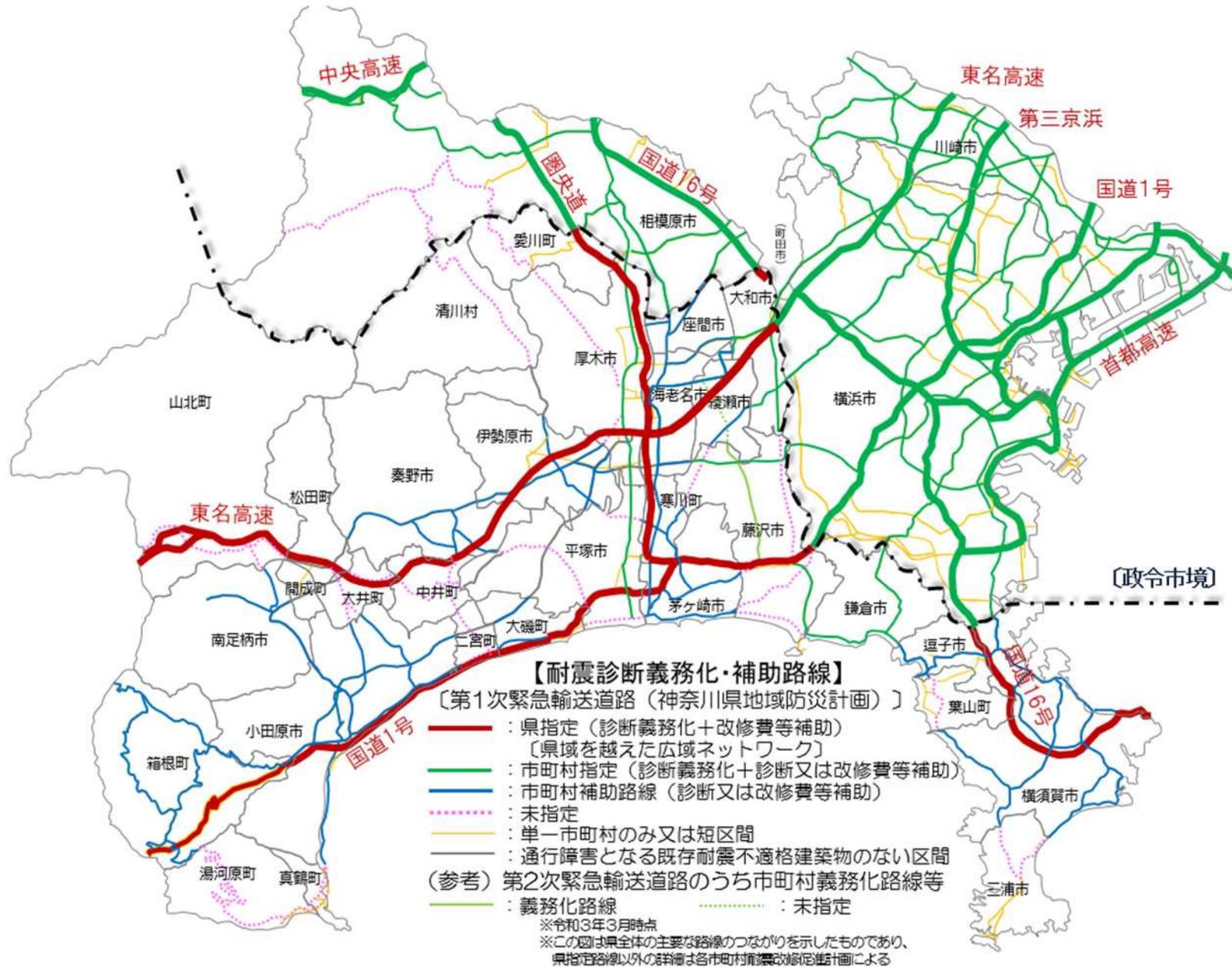
次に掲げる建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成30年3月31日までに、所管行政庁（県又は特定行政庁）に報告しなければならない。

○要件：下表の路線（区間）の一定高さ以上の沿道建築物（耐震関係の基準に適合していないもので、昭和56年5月31日以前に新築工事に着手したものに限る。）

路線名		区間
東名高速	第一東海自動車道	横浜市・大和市境～静岡県境
圏央道	国道468号（さがみ縦貫道路）	相模原市・愛川町境～茅ヶ崎JCT
国道1号	国道1号	横浜市・藤沢市境～藤沢IC、茅ヶ崎西IC～大磯西IC、箱根峠IC～静岡県境
	国道1号（新湘南バイパス）	藤沢IC～茅ヶ崎西IC
	国道1号（西湘バイパス）	大磯西IC～箱根口IC
	国道1号（小田原箱根道路）	全線
	国道1号（箱根新道）	全線
国道16号	国道16号	相模原市・大和市境～大和市・東京都境、馬堀海岸インター～横須賀市走水2丁目169番地1地先
	国道16号（横浜横須賀道路）	横浜市・逗子市境～馬堀海岸インター

※：対象建築物の高さ等については、資料1参照

# 参考資料 1 第1次緊急輸送道路に係る診断義務化路線及び補助路線等



参考資料2 相談窓口

耐震診断・改修に関する相談窓口

(令和3年4月現在)

地方公共団体	相談窓口設置場所	窓口の名称	電話番号 (内線番号)	備 考
神奈川県	県土整備局建築住宅部 建築安全課	神奈川県建築物等 耐震相談コーナー	045-210-6257	新庁舎11階
	横須賀土木事務所 まちづくり・建築指導課	神奈川県建築物等 耐震相談コーナー	046-853-8800(代)	担当区域 逗子市、三浦市、葉山町
	厚木土木事務所 まちづくり・建築指導課	神奈川県建築物等 耐震相談コーナー	046-223-1711(代)	担当区域 愛川町、清川村
	厚木土木事務所東部センター まちづくり・建築指導課	神奈川県建築物等 耐震相談コーナー	0467-79-2800(代)	担当区域 海老名市、座間市、綾瀬市
	平塚土木事務所 建築指導課	神奈川県建築物等 耐震相談コーナー	0463-22-2711(代)	担当区域 伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
	県西土木事務所 まちづくり・建築指導課	神奈川県建築物等 耐震相談コーナー	0465-83-5111(代)	担当区域 南足柄市、中井町、大井町、松田町、山 北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
横浜市	建築防災課	耐震担当	045-671-2943	木造住宅・分譲マンションの補助制度・耐震改修促 進法の認定の相談等
			045-671-2928	特定建築物の補助制度・耐震改修促進法の認定の 相談等
	一般社団法人 横浜市建築士事務所協会		045-662-2711	木造住宅の耐震診断の申込
	ハウスクエア横浜	住まいの 相談カウンター	045-912-4110	一般建築相談、マンション管理相談、法律相談(住 まい)・資金計画相談・事業者の相談
川崎市	まちづくり局市街地整備部防災 まちづくり推進課	耐震化支援担当	044-200-3017	明治安田生命ビル8階
	一般財団法人 川崎市まちづくり公社	ハウジングサロン (住宅相談・マンション 管理相談)	044-822-9380	相談は予約制 住宅:13:00~16:00(火・土) マンション管理:10:00~12:00・13:00~16:00(火・木・ 土)
横須賀市	都市部建築指導課	総務係	046-822- 8319	木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助案内・申込
藤沢市	計画建築部建築指導課	耐震相談窓口	0466-50-3539	市役所分庁舎3階
相模原市	建築・住まい政策課	耐震相談窓口	042-769-8252	第1別館4階
		自宅の無料耐震相談 会	042-769-8252	各区合同庁舎、まちづくりセンターなどで巡回開催 (予約制)
		既存マンション耐震巡 回相談	042-769-8252	専門技術者による訪問相談(予約制)
鎌倉市	建築指導課	耐震相談	0467-61-3586	毎月2回程度市庁舎会議室にて開催
厚木市	建築指導課	建築安全係	046-225-2434	市役所第2庁舎13階
		出前無料木造住宅 耐震診断相談会	046-225-2434	市内の公民館などで巡回開催
平塚市	建築指導課	建築安全担当	0463-21-9731	本館6階
小田原市	建築指導課	耐震相談窓口	0465-33-1433	木造住宅・分譲マンション・特定建築物の耐震相談
		戸別訪問	0465-33-1433	建築士が戸別訪問。簡単な現地調査をした上で1階 平面図をもとにした簡易耐震診断や耐震相談を実施
		木造住宅 無料耐震相談会	0465-33-1433	市内の公共施設を巡回。1階平面図をもとにした聞 き取りによる簡易耐震診断(現地調査は省略)や耐 震相談の実施
秦野市	建築指導課	耐震相談窓口	0463-83-0883	市役所西庁舎2階
茅ヶ崎市	都市部建築指導課	建築安全担当	0467-82-1111 (2327)	市役所本庁舎3階
	公民館等(巡回)	建築なんでも相談	0467-82-1111 (2327)	市内の公民館や市役所本庁舎1階市民ふれあいプ ラザで不定期に開催 簡易診断の実施及び一般診 断補助金の申込受付
大和市	街づくり施設部建築指導課	建築指導係	046-260-5425	木造住宅、分譲マンションの耐震相談(市役所庁舎 4階)・耐震診断を義務付けた路線の沿道建築物・耐 震説明隊(自治会からの要望に応じ防災訓練時等 に職員を派遣)

\* 1: 上記の県・市は、それぞれが所管行政庁となります。

\* 2: 昼休み時間は、各窓口を確認して下さい。

## 耐震診断・改修に関する相談窓口

(令和3年4月現在)

地方公共団体	相談窓口設置場所	窓口の名称	電話番号 (内線番号)	備 考
逗子市	まちづくり景観課		046-873-1111 (462)	市庁舎2階
三浦市	財産管理課		046-882-1111 (251,254)	市役所第2分館2階
伊勢原市	建築住宅課	建築住宅課	0463-94-4790(直通)	本庁舎2階
海老名市	まちづくり部住宅まちづくり課	住宅政策係	046-235-9606 (直通)	建築士による耐震相談会を庁舎で開催(3回/年)
座間市	建築住宅課	指導係	046-252-7396	庁舎4階
南足柄市	都市計画課	建築営繕班	0465-73-8058	庁舎2階 木造住宅耐震相談会を庁舎会議室で開催(3回/年)
綾瀬市	都市部都市計画課	計画調整・開発指導担当	0467-70-5625	庁舎5階
葉山町	都市計画課	建築指導係	046-876-1111(代)	庁舎2階
寒川町	都市建設部都市計画課	都市計画・開発指導担当	0467-74-1111(代)	庁舎3階 月1回木造住宅無料耐震相談を実施
大磯町	都市建設部都市計画課	開発指導係	0463-61-4100 (242)	本庁舎2階 住宅の耐震診断・改修の補助案内
二宮町	都市部都市整備課	都市整備課 (計画指導班)	0463-71-5956	庁舎2階 木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助案内
中井町	まち整備課	計画班	0465-81-3901	庁舎1階
大井町	都市整備課		0465-85-5014	庁舎1階 木造耐震診断・耐震改修の補助案内
松田町	まちづくり課	都市計画係	0465-84-1332	庁舎1階
山北町	都市整備課	管理計画班	0465-75-3647	庁舎2階
開成町	都市経済部街づくり推進課	都市計画班	0465-84-0321	庁舎2階
箱根町	環境整備部都市整備課	景観推進係	0460-85-9566	本庁舎2階
真鶴町	まちづくり課	都市計画係	0465-68-1131	耐震診断に対する補助制度があります(本庁舎2階)
湯河原町	まちづくり課	計画係	0465-63-2111	第3庁舎3階
愛川町	建設部都市施設課	都市計画班	046-285-2111 (3444)	通常の業務の中で相談を受けている
清川村	まちづくり課	木造住宅 無料耐震相談	046-288-3862	役場庁舎で年2回開催 村広報紙にて周知

\* 1: 上記の市町村は、県が所管行政庁となります。

\* 2: 昼休み時間は、各窓口を確認して下さい。

相談窓口設置場所	窓口の名称	電話番号 (内線番号)	備 考
一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会	事務局	045-228-0755	電話による一般相談 木造: 支部対応 木造以外: 登録事務所名簿の紹介 ※詳細については、お問い合わせください。
公益社団法人 日本建築家協会 関東甲信越支部 JIA神奈川地域会	JIA神奈川建築相談室	045-663-2745	建築相談室は第3木曜日に開催。完全予約制。 電話にて予約を受付。受付時間は月・木10:00～16:00。 ※コロナウイルス感染状況により変動しますので、JIA神奈川ホームページにてご確認ください。 JIA神奈川は耐震診断より主に改修の相談を行っています。 無料相談の時間は13:30～(1名)、14:30～(1名)です。

参考資料3 補助一覧

1 耐震診断補助

県内には、次のような補助制度があります。詳細については、各担当課にお問い合わせ下さい。

(令和3年4月現在)

	住宅	マンション	その他共同住宅	特定建築物	沿道建築物	大規模建築物	ブロック塀	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	実質物件が補助対象	備考	担当課 (課名、TEL)
県					○			県が義務付けた路線の沿道建築物 診断 5/6	上限 なし(限度額:告示)	住民負担:なし (国:補助金1/6)	建築安全課 045-210-6257(直通)
横浜市	○							10/10	定額		建築防災課 045-671-2943(直通)
	○		○					—	定額	○ 住民負担:10,000円	
			○					2/3	限度額 ・面積が1,000㎡以下:3,670円×(延べ面積) ・面積が1,000㎡を超え2,000㎡以下:367万円+1,570円×(延べ面積-1,000) ・面積が2,000㎡を超:524万円+1,050円×(延べ面積-2,000)	○ 住民負担:残額	
				○				多数の者が利用する建築物 診断 2/3	上限 360万円/棟 (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)	○ 住民負担:残額	
					○			地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 診断 2/3	上限 360万円/棟 (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)	○ 住民負担:残額	
						○		横浜市が義務付けた路線の沿道建築物 診断 5/6	上限 なし (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)	○ 住民負担:なし (国:補助金1/6)	
川崎市	○		○					10/10	定額	○ 診断士無料派遣	防災まちづくり推進課 044-200-3017(直通)
				○				2/3	上限 230万円/棟 (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)	○ 住民負担:残額	
					○			川崎市が義務付けた路線の沿道建築物(木造)精密診断 11/12 (非木造)診断 10/10	上限 (木造)精密診断 6万円/棟 (非木造)なし (限度額:地域防災拠点建築物整備促進事業等)	○ 住民負担:残額	
		○						予備調査 10/10	定額	建築士無料派遣	
		○						耐震診断 2/3	上限 4万円/戸	住民負担:残額	
相模原市	○							10/10	上限 12万円/戸	住民負担:残額	建築・住まい政策課 042-769-8252(直通)
		○						5/6	上限 5万円/戸	住民負担:残額	
横須賀市	○							73%	定額 10.05万円/戸	住民負担:37,000円	建築指導課 046-822-8319(直通)
					○ 戸建て住宅			第1次緊急輸送道路沿いの戸建て住宅 85%	定額 11.75万円/戸	住民負担:20,000円	
		○						予備診断 2/3	上限 12万円/棟	住民負担:60,000円	
		○						耐震診断 1/2	上限 3万円/1住戸	住民負担:30,000円	
平塚市	○							10/10 (兼用住宅の場合:税抜き全額補助)	定額	※兼用住宅の場合 住民負担:消費税相当額	建築指導課 0463-21-9731(直通)
		○						予備診断 9/10 耐震診断 1/2	上限 予備診断 18万円/棟 耐震診断 4万円/戸(区分所有者が居住するものに限る)	住民負担:残額	

	住宅	マンション	その他共同住宅	特定建築物	沿道建築物	大規模建築物	ブロック塀	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	賃貸物件が補助対象	備考	担当課 (課名、TEL)	
鎌倉市	○							6.7/8.9	定額 6.7万円/戸	住民負担:22,000円		
	○							1/2	上限 150万円/棟 面積が1,000㎡未満の場合は上限1,500円/㎡	住民負担:残額	建築指導課 0467-61-3586(直通)	
					○			鎌倉市が義務付けた路線の沿道建築物 診断 (H28.4から)	面積が1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡ 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡	○		
藤沢市	○							一般診断、精密診断 1/2	上限 6万円/戸	住民負担:残額		
		○	○					予備診断 1/2	上限 15万円/棟	住民負担:残額		
		○	○					本診断 1/2	上限 150万円/棟 面積が1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡ 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡ で計算される額の1/2	住民負担:残額	建築指導課 0466-50-3539	
小田原市	○							高齢者のみかつ市民税非課税世帯 10/10 その他の世帯 2/3	高齢者のみかつ市民税非課税世帯上限 9万円/戸 その他世帯上限 6万円/戸	○	住民負担:残額	
			○					木造の長屋・共同住宅 一般診断 2/3	6万円/戸	○	住民負担:残額	
		○						1/2	上限 4万円/戸かつ220万円/棟		住民負担:残額	
					○			実際に係る費用の1/2かつ右の計算にて算出した金額の2/3	上限 120万円/棟 (神奈川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震化支援補助金交付要綱にて補助対象と定める緊急輸送道路沿道建築物については、上限240万円/棟) 面積が1,000㎡以内の部分は3,600円/㎡ 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡ で計算される額		住民負担:残額	建築指導課 0465-33-1433(直通)
				○		○		1/2	上限 120万円/棟 (神奈川県要緊急安全確認大規模建築物等耐震化支援補助金交付要綱にて補助対象と定める要緊急安全確認大規模建築物については、上限240万円/棟)		住民負担:残額	
茅ヶ崎市	○							高齢者のみかつ市民税非課税世帯 10/10 その他の世帯 73.7%	上限 9.9万円/戸 定額 7.3万円/戸	住民負担:消費税 住民負担:26,000円 +消費税		
		○						1/2	上限 3万円/戸 (区分所有者が居住するものに限る)	住民負担:残額	建築指導課 0467-82-1111(代表)	
					○			2/3	上限 200万円/棟	住民負担:1/3		
逗子市	○							簡易診断 3/4 一般診断 4/7	簡易診断 上限 1.5万円/戸 一般診断 上限 4万円/戸	住民負担:残額		
					○			2/3	補助限度額 120万円/棟 (神奈川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震化支援補助金交付要綱にて補助対象と定める緊急輸送道路沿道建築物)	○	住民負担:残額	まちづくり景観課 046-873-1111(代表)
三浦市	○							簡易診断 2/3 一般診断 1/2	簡易診断 上限 2万円/戸 一般診断 上限 2.5万円/戸	住民負担:残額	財産管理課 046-882-1111(代表)	
秦野市	○							10/10	上限 8.5万円/戸	住民負担:残額		
		○						1/2	上限 5万円/戸	住民負担:残額	建築指導課 0463-83-0883(直通)	
					○			2/3	上限 床面積1,000㎡まで3,670円/㎡、1,000~2,000㎡まで1,570円/㎡、2,000㎡超1,050円/㎡	所有者負担:残額		

	住宅	マンション	その他共同住宅	特定建築物	沿道建築物	大規模建築物	ブロック塀	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	賃借物件が補助対象	備考	担当課 (課名、TEL)	
厚木市	○							一般診断 10/10	一般診断 定額 7.5万円/戸	○ 住民負担:なし	建築指導課 046-225-2434(直通)	
		○						予備診断 1/2 (H26.7~)	上限 15万円/棟	住民負担:残額		
大和市	○							10/10	上限 6.6万円/戸	○(所有者が申請すれば賃借物件の場合でも補助対象となる)	住民負担:残額	
			○					在来木造工法・2階建 10/10	上限 6.6万円/戸		住民負担:残額	
		○						予備診断 10/10	上限 20万円/棟		住民負担:残額	建築指導課 046-260-5425(直通)
		○			○ マンションのみ			一般 本診断 1/2 大和市地域防災計画における緊急輸送道路の通行を妨げる建築物 本診断 2/3	一般 上限 150万円/棟 (面積が1,000㎡未満の場合は1,500円/㎡) 大和市地域防災計画における緊急輸送道路の通行を妨げる建築物 上限 200万円/棟 (面積が1,000㎡未満の場合は2,000円/㎡)		住民負担:残額	
					○			大和市が義務付けた路線の沿道建築物 診断 10/10 (R3.4~)	上限 床面積1,000㎡まで3,670円/㎡、1,000~2,000㎡まで1,570円/㎡、2,000㎡超1,050円/㎡ (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)		住民負担:原則なし	
伊勢原市	○				○			10/10	上限 10万円/戸		住民負担:残額	建築住宅課 0463-94-4790(直通)
海老名市	○							一般診断 1/2	一般診断 上限 5万円/戸		住民負担:残額	住宅まちづくり課 046-235-9606(直通)
		○						予備診断 2/3 本診断 1/2	上限 20万円/棟 上限 150万円/棟		住民負担:残額	住宅まちづくり課 046-235-9606(直通)
					○			2/3	上限 200万円/戸		住民負担:残額	住宅まちづくり課 046-235-9606(直通)
座間市	○							1/2	一般診断 上限 5万円/戸		住民負担:残額	建築住宅課 046-252-7396(直通)
					○			2/3	上限 200万円/戸		住民負担:残額	
		○						1/2	上限 150万円/戸 延べ床面積1,000㎡未満の場合 1,500円/㎡		住民負担:残額	
南足柄市	○							一般診断 1/2	一般診断 上限 3万円/戸		住民負担:残額	都市計画課建築営繕班 0465-73-8058
					○ 木造住宅のみ			一般診断 2/3	一般診断 上限 4万円/戸 (神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱にて補助対象と定める建築物(木造住宅のみ))		住民負担:残額	
綾瀬市	○							2/3	上限 4万円/戸		住民負担:残額	都市計画課 0467-70-5625(直通)
					○			綾瀬市が義務付けた路線の沿道建築物 2/3	上限 200万円/戸		住民負担:残額	
葉山町	○				○ 住宅のみ(R4予定)			簡易診断 10/10 一般診断 1/2	簡易診断 定額 3.3万円/戸 一般診断 上限 2.5万円/戸	住民負担:なし 住民負担:残額	都市計画課 046-876-1111(代表)	
寒川町	○							1/2	上限 5万円/戸		住民負担:残額	都市計画課 0467-74-1111(代表)
					○			2/3	上限 20万円/棟		住民負担:残額	

	住宅	マンション	その他共同住宅	特定建築物	沿道建築物	大規模建築物	ブロック塀	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	買付物件が補助対象	備考	担当課 (課名、TEL)
大磯町	○							一般 150㎡以下は、70/90、200㎡以下は70/100	上限 7万円/戸	住民負担:残額	都市計画課 0463-61-4100(代表)
					○			緊急輸送道路沿道の住宅 150㎡以下は80/90、200㎡以下は80/100	上限 8万円/戸	住民負担:残額	
	○							非課税世帯 150㎡以下は85/90、200㎡以下は85/100	上限 8.5万円/戸	住民負担:残額	
二宮町	○							3/4	定額 7.5万円/戸	住民負担:15,000円	都市整備課 0463-71-5956(直通)
中井町	○							2/3	上限 4万円/戸	住民負担:残額	まち整備課 0465-81-3901(直通)
大井町	○							1/2	上限 4万円/戸	住民負担:残額	都市整備課 0465-85-5014(直通)
松田町	○							2/3	上限 7万円/戸	住民負担:残額	まちづくり課 0465-84-1332(直通)
山北町	○							3/4	上限 6万円/戸	住民負担:残額	都市整備課 0465-75-3647(直通)
開成町	○							2/3	上限 5万円/戸	住民負担:残額	街づくり推進課 0465-84-0321(直通)
箱根町	○							10/10	上限 8万円/戸	住民負担:残額	都市整備課 0460-85-9566(直通)
					○			箱根町が義務付けた路線の沿道建築物 2/3	上限 240万円/棟	住民負担:残額	
真鶴町	○							2/3	定額 2万円/戸	住民負担:残額	まちづくり課 0465-68-1131(代表)
湯河原町	○							簡易診断 2/3 一般診断 1/2	簡易診断 上限 2万円/戸 一般診断 上限 5万円/戸	住民負担:残額	まちづくり課 0465-63-2111(代表)
愛川町	○							1/2	上限 4万円/戸	住民負担:残額	都市施設課 046-285-2111(代表)
清川村	○							一般診断 3/4	一般診断 上限 7.5万円/戸	住民負担:残額	まちづくり課 046-288-3862(直通)

※:マンション:3階以上かつ1000㎡以上、その他共同住宅:小規模アパート等

※:特定建築物:多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ1,000㎡以上など)の既存耐震不適格建築物等

※:沿道建築物:地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の既存耐震不適格建築物等

※:大規模建築物:多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ5,000㎡以上など)の既存耐震不適格建築物で法律により耐震診断結果の報告が義務付けられる建築物等(要緊急安全確認大規模建築物)

2 耐震改修補助

県内には、次のような補助制度があります。詳細については、各担当課にお問い合わせ下さい。

(令和3年4月現在)

	住宅	マンション	その他共同住宅	特定建築物	沿道建築物	大規模建築物	ブロック塀	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	賃借物件が補助対象の場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)
県					○			県が義務付けた路線の沿道建築物 工事(設計、工事監理含む) 1/3	限度額 51,200円/㎡ (設計、工事監理費含む)	住民負担:残額 (国補助金1/30)	建築安全課 045-210-6257(直通)
横浜市	○							—	上限 工事 一般世帯 100万円/棟 非課税世帯 140万円/棟 除却 一般世帯 20万円/棟 非課税世帯 40万円/棟	住民負担:残額 除却のみ賃借物件も対象	建築防災課 045-671-2943(直通)
		○						設計 2/3 工事監理 2/3 工事 一般 1/3 地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 2/3	上限 設計 (540万円+1,000円/㎡×延べ面積)×2/3 工事監理 なし 工事 5,000㎡未満:2,000万円 10,000㎡未満:3,500万円 10,000㎡以上:5,000万円	○ 住民負担:残額 (要安全確認設計記載建築物の場合は別途国補助金加算:設計1/6、工事監理1/6、工事1/15) (要緊急安全確認大規模建築物に該当する場合は別途国補助金加算:設計1/6、工事監理1/6、工事21.8%) 段階的・部分的な設計・工事に対する補助有り	建築防災課 045-671-2943(直通)
				○	○			設計 2/3 工事監理 2/3 工事 多数の者が利用する建築物 1/3 地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 2/3	上限 設計 360万円/棟 (※木造建築物の場合 20万円) 工事・工事監理 5,000㎡未満:2,000万円 10,000㎡未満:3,500万円 10,000㎡以上:5,000万円 (※木造建築物の場合 180万円)	○ 住民負担:残額 段階的な工事に対する補助有り	建築防災課 045-671-2928(直通)
					○			横浜市が義務付けた路線の沿道建築物 設計 2/3 工事監理 2/3 工事 2/3 除却 2/3	上限 設計 360万円/棟 (※木造建築物の場合 20万円) 工事・工事監理 5,000㎡未満:2,000万円 10,000㎡未満:3,500万円 10,000㎡以上:5,000万円 (※木造建築物の場合 180万円) 除却 2,500㎡未満:1,000万円 2,500㎡以上:2,000万円	○ 住民負担: 設計 残額(国補助金:1/6) 工事監理 残額(国補助金:1/6) 工事 残額(国補助金:1/15) 除却 残額(国補助金:1/15) 段階的な工事に対する補助有り	建築防災課 045-671-2928(直通)
						○		要緊急安全確認大規模建築物 設計 2/3 工事監理 2/3 工事 1/3	上限 設計 360万円/棟 工事・工事監理 5,000㎡未満:2,000万円 10,000㎡未満:3,500万円 10,000㎡以上:5,000万円	○ 住民負担: 設計 残額(国補助金:1/6) 工事監理 残額(国補助金:1/6) 工事 残額(国補助金:21.8%) 段階的な工事に対する補助有り	建築防災課 045-671-2928(直通)
川崎市						○		【除却】 次の①、②の低い方 ①補助対象工事費×9/10 ②塀の長さ×9,000円/m 【除却とセットで行う軽量フェンス等の新設】 次の①、②の低い方 ①補助対象工事費×1/2 ②基礎新設:塀の長さ×37,000円/m 既存基礎利用:塀の長さ×18,000円/m 生垣設置:塀の長さ×3,000円/m	補助額上限 除却と新設を合わせて30万円	補助制度は令和4年3月で終了。令和4年4月以降については検討中。	横浜市建築局企画部建築防災課 (045-671-2930)
	○		○					(一般世帯) 精密診断・補強計画 4/5(部分改修工事の場合2/3) 工事監理・補強工事 4/5(部分改修工事の場合2/3)  (市民税非課税世帯) 精密診断・補強計画 4/5(部分改修工事の場合3/4) 工事監理・補強工事 4/5(部分改修工事の場合3/4)	(一般世帯) 上限 精密診断・補強計画 15万円/棟 工事監理・補強工事 85万円/棟 ※部分改修工事の場合 60万円/棟 (市民税非課税世帯) 上限 精密診断・補強計画 15万円/棟 工事監理・補強工事 135万円/棟 ※部分改修工事の場合 95万円/棟	○ 住民負担:残額 ※部分改修とは住宅の1階部分のみの上部構造評点を1.0以上又は住宅の全体の上部構造評点を0.7以上にする工事をいいます。	
				○	○			(特定建築物・小規模福祉施設等・大規模特定建築物) 設計2/3 工事23%	(特定建築物・小規模福祉施設等) 上限 設計 140万円/棟 工事 1,000万円/棟 (大規模特定建築物) 上限 設計 140万円/棟 工事 4,000万円/棟	○ (特定建築物・小規模福祉施設等) 住民負担:残額  (大規模特定建築物) 住民負担:残額	防災まちづくり推進課 044-200-3017(直通)
					○			川崎市が義務付けた路線の沿道建築物 (木造) 設計 11/12 工事 49/60 除却 49/60 (非木造) 設計 5/6 工事 11/15 除却 11/15	(木造) 上限 設計 12万円/棟 工事 147万円/棟 除却 108万円/棟 (非木造) 上限 設計 175万円/棟 工事 4400万円/棟 除却 2200万円/棟	○ 住民負担:残額	
		○						設計 2/3 工事 15.2%	上限 設計 5万円/戸 工事 30万円/戸	住民負担:残額	
						○	撤去工事 1/2	上限 撤去工事 30万円又は撤去費用の1/2又は見付面積×12500円×1/2のいずれか低い額	ブロック塀等撤去促進助成金 助成対象条件あり	建築指導課 044-200-2757(直通)	

	住宅	マンション	その他共同住宅	特定建築物	沿道建築物	大規模建築物	ブロック塀	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	賃借物件が補助対象の場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)
相模原市	○						設計 2/3 工事・立会 1/2	上限 設計 12万円/戸 上限 工事 80万円/戸 高齢者世帯等の割増 上限 25万円/戸 上限 立会費 6万円/戸		住民負担: 残額	
		○					設計 2/3 工事・立会 1/3	上限 設計 5万円/戸 上限 工事・立会 60万円/戸 工事費について面積上限あり		住民負担: 残額	
					○		相模原市が義務付けた路線の沿道建築物 設計 5/6 工事 11/15	上限 設計 2/3で350万円/棟と費用の1/6 上限 工事 2/3で2000万円/棟と費用の1/15 工事は用途別の面積上限あり	○	住民負担: 設計 残額 工事 残額	建築・住まい政策課 042-769-8252(直通)
						○	危険性が認められるブロック塀等の撤去補助 通学路、重点地区※ 3/4 一般地区 1/2	上限 通学路、重点地区 15万円 上限 一般地区 10万円	○	※重点地区: 市内小学校・義務教育学校からおおむね500mの範囲内	
横須賀市	○						設計費 1/2 工事費 1/2 監理費 1/2	定額 設計費 6万円/戸 上限 工事費 100万円/戸 定額 監理費 3.2万円/戸		住民負担: 設計費 5.7万円/戸 工事費 残額 監理費 2.9万円/戸	建築指導課 046-822-8319(直通)
					○	戸建て住宅	第1次緊急輸送道路沿いの戸建て住宅 設計費 2/3 工事費 2/3 監理費 2/3	定額 設計費 7.7万円/戸 上限 工事費 150万円/戸 定額 監理費 4.1万円/戸		住民負担: 設計費 4万円/戸 工事費 残額 監理費 2万円/戸	
平塚市	○						(前2年間非課税世帯) 設計費 1/2 工事費 4/5 監理費 4/5 (その他の世帯) 設計費 1/2 工事費 4/5 監理費 4/5	(前2年間非課税世帯) 上限 設計費 7万円/戸 上限 工事費 90万円+30万円/戸 上限 監理費 6万円/戸 (その他の世帯) 上限 設計費 7万円/戸 上限 工事費 90万円/戸 上限 監理費 4万円/戸		住民負担: 残額	建築指導課 0463-21-9731(直通)
					○		平塚市が義務付けた路線の沿道建築物 設計 7/20 工事 7/20	限度額 50,300円/m <sup>2</sup> (設計、工事監理費含む)		住民負担: 残額	
						○	危険なブロック塀の除却に要する費用 (前2年間非課税世帯) 10/10 (その他の世帯) 1/2	上限 (前2年間非課税世帯) 30万円 (その他の世帯) 15万円		住民負担: 残額	
鎌倉市	○						1/2	上限 100万円/戸(一般世帯) 上限 120万円/戸(低所得者世帯等)		住民負担: 残額	
						○	申請者以外の第三者が通行する道路等に面するブロック塀 延長1m以上かつ高さ1m以上 擁壁上に築造されているものは、擁壁を含む高さが1m以上かつ塀の高さが60cm以上 ブロック塀の除却後に設置する軽量なフェンス等	市が定めた単位当たりの標準工事費の額に、除却するブロック塀等の見付面積、除却する基礎部分の延長、軽量なフェンスの延長を乗じた額と設置工事の見積額とのいずれか少ない額に、2分の1、鎌倉市立小学校の通学路に面したブロック塀等には10分の9を乗じた額	○	住民負担: 残額	建築指導課 0467-61-3586(直通)
藤沢市	○						1/2	上限 90万円/戸		耐震診断時の自己負担分も併せて還元【還元金額上限: 6万円/戸(市の診断補助事業を利用したものに限り)】	
		○	○				設計費 1/2 工事費 23.0% (津波浸水想定区域内の津波避難ビルの場合) 設計費 2/3 工事費 1/2	上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 30万円/戸又は、 5,000m <sup>2</sup> 未満: 1,000万円 10,000m <sup>2</sup> 未満: 1,500万円 10,000m <sup>2</sup> 以上: 2,000万円 (津波浸水想定区域内の津波避難ビルの場合) 上限 設計費 10万円/戸 上限 工事費 60万円/戸又は、 5,000m <sup>2</sup> 未満: 2,000万円 10,000m <sup>2</sup> 未満: 3,500万円 10,000m <sup>2</sup> 以上: 5,000万円		住民負担: 残額	建築指導課 0466-50-3539
					○		藤沢市が義務付けた路線の沿道建築物 設計費 5/6 工事費 11/15 除却費 11/15	上限 設計費 175万円(木造住宅の場合は12万5千円) 上限 工事費 2,200万円(木造住宅の場合は148万5千円) 上限 除却費 1,100万円		住民負担: 残額	
						○	工事費(撤去費も含む) 1/2 (藤沢市津波避難計画に定める「津波避難路」沿いの場合: 工事費(撤去費も含む) 3/4)	上限 30万円(県費+市費のみ) (藤沢市津波避難計画に定める「津波避難路」沿いの場合: 上限 45万円(県費+市費のみ))	○ (津波避難路沿いの場合個人所有物件につき所有者申請により対象)	住民負担: 残額	防災政策課 0466-50-8380

	住宅	マンション	その他共同住宅	特定建築物	沿道建築物	大規模建築物	ブロック塀	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	貨物物が補助対象の場合は○	備考	担当課(課名、TEL)
小田原市	○							設計費・監理費 2/3 工事費 1/2 除却費 1/2	上限 設計費・監理費 15万円/戸 上限 工事費 85万円/戸 上限 除却費 45万円/戸	住民負担:残額	
		○						設計費 1/2 工事費 11.5%	上限 設計費 4万円/戸かつ120万円/棟 上限 工事費 55万円/戸かつ1,000万円/棟	住民負担:残額	
					○			設計費 実際に係る費用の1/2かつ右の計算にて算出した金額の2/3 工事費 実際に係る費用の11.5%	上限 設計費 120万円/棟 (神奈川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震化支援補助金交付要綱にて補助対象と定める緊急輸送道路沿道建築物については、上限240万円/棟) 面積が1,000㎡以内の部分は3,600円/㎡、面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡、面積が2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡で計算される額 上限 工事費 500万円/棟 (神奈川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震化支援補助金交付要綱にて補助対象と定める緊急輸送道路沿道建築物については、上限1,000万円/棟)	住民負担:残額	建築指導課 0465-33-1433(直通)
				○		○		設計費 1/2 工事費 11.5%	上限 設計費 120万円/棟 (神奈川県要緊急安全確認大規模建築物等耐震化支援補助金交付要綱にて補助対象と定める要緊急安全確認大規模建築物は、上限240万円/棟) 上限 工事費 500万円/棟 (神奈川県要緊急安全確認大規模建築物等耐震化支援補助金交付要綱にて補助対象と定める要緊急安全確認大規模建築物は、上限1,000万円/棟)	住民負担:残額	
						○	ブロック塀等の長さ1mあたり1万円、又は補助算定額と撤去にかかる費用(税抜き)を比べて低い額	上限 50万円	撤去費用を補助	防災対策課 0465-33-1855)	
茅ヶ崎市	○							1/2	上限 50万円/戸	高齢者等は割増20万円あり	
						○		—	①～③のうち最も低い額 ①撤去工事の見積額 ②撤去する塀等の部分の見付面積×6,000円/㎡ ③上限 20万円(世帯すべての者が65歳以上であり、当該全ての者が非課税のときは上限30万円)	○ 撤去のみ 住民負担:残額	建築指導課 0467-82-1111(代表)
逗子市	○							1/2	上限 50万円/戸	住民負担:残額	まちづくり景観課 046-873-1111(代表)
							○	2/3(除却費用)	上限 20万円	住民負担:残額	
三浦市	○							1/2	上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 30万円/戸 上限 監理費 2.5万円/戸	住民負担:残額	財産管理課 046-882-1111(代表)
秦野市	○							設計費 1/2 工事費 1/2 監理費 1/2	上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 75万円/戸 上限 監理費 3万円/戸	住民負担:残額	建築指導課 0463-83-0883(直通)
		○						設計費 1/2 工事費 1/2 監理費 1/2	上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 50万円/戸 上限 監理費 3万円/戸	住民負担:残額	
						○		除却費 3/4 (市標準額に除去する塀の面積を乗じた額、又は事業者による見積額のいずれか少ない額の75%)	上限 50万円/敷地 標準額 5,000円/㎡(基礎を残す場合) 14,500円/㎡(基礎を取り壊す場合) 13,800円/基(門柱)	住民負担:残額	防災課 0463-82-9621(直通)
厚木市	○							設計費 2/3 監理費 2/3 工事費 2/3	上限 設計費 9万円/戸 上限 監理費 6万円/戸 上限 工事費 100万円/戸	○ 住民負担:残額	
					○			厚木市が義務付けた路線の沿道建築物 設計費 2/3 工事費(工事監理費を含む) 2/3	上限 設計費 400万円/棟 (5,000㎡以上の場合は、800万円/棟) 上限 工事費・工事監理費 3,600万円/棟 (5,000㎡以上の場合は、7,200万円/棟)	○(所有者の申請に限る) 住民負担:残額	建築指導課 046-225-2434(直通)
						○	補助率 3/4	補助上限額 30万	○(所有者の申請に限る) 住民負担:残額	危機管理課 046-225-2190(直通)	

	住宅	マンション	その他共同住宅	特定建築物	沿道建築物	大規模建築物	ブロック塀	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	賃貸物件が補助対象の場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)	
大和市	○							設計・監理費 1/2 工事費 1/5	上限 50万円/戸	○(所有者が申請すれば賃貸物件の場合でも補助対象となる)	住民負担: 残額	
			○					設計・監理費 1/2 工事費 1/5	上限 50万円/戸		住民負担: 残額	
					○			大和市が義務付けた路線の沿道建築物 設計 5/6	上限 設計 延床面積による上限あり		設計 住民負担: 残額(国補助金: 1/6)	建築指導課 046-260-5425(直通)
						○	10/10		上限 30万円		○ 無料簡易診断で安全が確認できないものが対象。	建築指導課 046-260-5427(直通)
伊勢原市	○				○			緊急輸送道路等に接するもの 2/3 その他 1/2	緊急輸送道路等に接するもの 上限 100万円/戸 その他 上限 50万円/戸		住民負担: 残額 除却工事に対する補助制度あり	建築住宅課 0463-94-4790(直通)
						○		<撤去費> ・通学路に面している場合 : 3/4 ・通学路に面していない場合 : 1/2 ※いずれの場合も、対象となる塀の幅(1m)×1万円の金額と比較し、低い値段を補助金として採用する。 <設置費> ・1/2 ※通学路に面しているかどうかは問わない。 ※対象となる塀の幅(1m)×1万円の金額と比較し、低い値段を補助金として採用する。	【上限】 <撤去費> ・通学路に面している場合 : 15万円/戸 ・通学路に面していない場合 : 10万円/戸 <設置費> ・10万円/戸 ※通学路に面しているかどうかは問わない。		住民負担: 残額	危機管理課 0463-94-4865(直通)
海老名市	○							設計費 1/2 工事費 1/2 監理費 1/2	上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 90万円/戸 上限 監理費 3万円/戸		住民負担: 残額	住宅まちづくり課 046-235-9606(直通)
						○		撤去工事に要する費用の業者見積額か、市の標準工事額のいずれか低い額の1/2	上限 20万円		住民負担: 残額	
座間市	○							設計費 1/2 工事費 1/2 立会費 1/2	上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 50万円/戸 収入額により割増20万/戸 市内施工者 割増20万/戸 上限 立会費 3万円/戸		住民負担: 残額	建築住宅課 046-252-7396(直通)
						○		撤去費(通学路3/4、その他1/2)	上限 15万円(通学路)、10万円(その他)		住民負担: 残額	
南足柄市	○							1/2	上限 40万円/戸		住民負担: 残額	
					○	木造住宅のみ		2/3	上限 53.2万円/戸 (神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱にて補助対象と定める建築物(木造住宅のみ))		住民負担: 残額	都市計画課建築営繕班 0465-73-8058
綾瀬市	○							設計費 2/3 工事費 2/3 監理費 2/3	上限 設計費 8万円/戸 上限 工事費 100万円/戸 上限 監理費 6万円/戸		住民負担: 残額	
						○		通学路に面する場合 撤去 10/10 設置 10/10 通学路に面しない場合 撤去 1/2 設置 1/2	上限 撤去 20万円 上限 設置 30万円	○	住民負担: 残額	都市計画課 0467-70-5625(直通)
葉山町	○							1/2	上限 設計費 6万円/戸 上限 工事費 50万円/戸 上限 監理費 1.5万円/戸		住民負担: 残額	都市計画課 046-876-1111(代表)
						○		5千円/m または 1/2 (千円未満切捨て)	上限 10万円	○	住民負担: 残額	
寒川町	○							1/2	上限 50万円/戸		住民負担: 残額	都市計画課 0467-74-1111(代表)
						○		1/2	上限 30万円/戸		住民負担: 残額	
大磯町	○							1/2	上限 設計 10万円/戸 上限 工事 50万円/戸 上限 監理 5万円/戸		住民負担: 残額	
						○		課税世帯で緊急輸送路 1/2 非課税世帯又は通学路 3/4 (いずれも税抜見積額又は大磯町危険ブロック塀撤去等補助金交付要綱で定める標準工事費の低い額に乘じる)	上限 10万円/申請者 上限 15万円/申請者		住民負担: 残額	都市計画課 0463-61-4100(代表)
二宮町	○							1/2	上限 50万円/戸		住民負担: 残額	都市整備課 0463-71-5956(直通)
						○		通学路9/10 その他1/2	通学路...20万円 その他...10万円		住民負担: 残額	

	住宅	マンション	その他共同住宅	特定建築物	沿道建築物	大規模建築物	ブロック塀	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	償還物件が補助対象の場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)
中井町	○							1/2 上限 50万円/戸		住民負担:残額 但し、下記の上乗せ補助制度あり ①町内業者施工の場合、補助上限を最大70万円に拡充 ②耐震改修工事と同時に住宅リフォーム工事を行った場合、リフォームに要した経費の1/2(上限30万円)を補助	まち整備課 0465-81-3901(直通)
							○	1/2 上限 30万円/1宅地		住民負担:残額	地域防災課 0465-81-1110(直通)
大井町	○							1/2 上限 50万円/戸		住民負担:残額	都市整備課 0465-85-5014(直通)
							○	1/2 上限 20万円/戸		撤去費のみ補助	
松田町	○							1/2 上限 50万円/戸		住民負担:残額	まちづくり課 0465-84-1332(直通)
							○	1/2 上限 20万円/戸		住民負担:残額	まちづくり課 0465-84-1333(直通)
山北町	○							1/2 上限 60万円/戸		住民負担:残額	都市整備課 0465-75-3647(直通)
							○	1/2 上限 30万円/戸		住民負担:残額	
開成町	○							1/2 上限 60万円/戸		住民負担:残額	街づくり推進課 0465-84-0321(直通)
箱根町	○							1/2 上限 50万円/戸		住民負担:残額	都市整備課 0460-85-9566(直通)
						○	要緊急安全確認大規模建築物(ホテル・旅館) 工事(設計含む) 28.5%	限度額 21,000円/㎡		住民負担:残額 (国補助金21.8%)	
					○		箱根町が義務付けた路線の沿道建築物 設計費 2/3 改修費 1/2	設計費上限 240万円/戸(棟) 改修費上限 1,000万円/戸(棟)		住民負担:残額	
					○	撤去費 通学路沿い 9/10 通学路沿いを除く 1/2 改修費 通学路沿い 9/10 通学路沿いを除く 1/2	撤去費 撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり1万円を乗じて得た額と下記の金額を比較した、いずれか少ない額 通学路沿い 20万円 通学路沿いを除く 10万円 改修費 改修するブロック塀等の延長に1メートル当たり2万円を乗じて得た額と下記の金額を比較した、いずれか少ない額 通学路沿い 40万円 通学路沿いを除く 20万円		住民負担:残額		
真鶴町						○	・1mあたり5,000円 ・コンクリート、石垣等の撤去を伴う場合は1mあたり10,000円。	上限 10万円/戸 上限 10万円/戸	住民負担:残額	まちづくり課 0465-68-1131(代表)	
湯河原町	○						補強設計費 1/2 改修工事費 1/2 現場監理費 1/2	上限 10万円/戸 上限 30万円/戸 上限 5万円/戸		住民負担:残額	まちづくり課 0465-63-2111(代表)
					○		要緊急安全確認大規模建築物(ホテル・旅館) 工事(設計含む) 28.5%	限度額 27,000円/㎡		住民負担:残額	まちづくり課 0465-63-2111(代表)
					○		10%(町外在住の場合は5%)	通学路:10万円(町外:5万円) その他:5万円(町外:2万5千円)		撤去又は撤去を伴う新設のみ対象	地域政策課 0465-63-2111(代表)
愛川町	○						1/2	上限 50万円/戸		住民負担:残額	都市施設課 046-285-2111(代表)
							○	1/2 上限 撤去:10万円 撤去及び(フェンス等)新設:20万円		住民負担:残額	
清川村	○						1/2	上限 50万円/戸		住民負担:残額	まちづくり課 046-288-1211(代表)
							○	1/2 上限 10万円/戸		住民負担:残額	

※:マンション:3階以上かつ1000㎡以上、その他共同住宅:小規模アパート等

※:特定建築物:多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ1,000㎡以上など)の既存耐震不適格建築物等

※:沿道建築物:地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の既存耐震不適格建築物等

※:大規模建築物:多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ5,000㎡以上など)の既存耐震不適格建築物で法律により耐震診断結果の報告が義務付けられる建築物等(要緊急安全確認大規模建築物)

## 参考資料4 主な震災と耐震改修促進法等の改正経緯

年月	経過	備考
昭和56年6月	改正建築基準法施行	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことや、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成7年1月	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	最大震度7 死者・行方不明者6,437人 住宅全壊104,906棟、半壊144,274棟、一部破壊390,506棟 (内閣府HPより) 旧耐震基準の建物に大きな被害が発生
平成7年10月	耐震改修促進法制定	
平成12年6月	建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明示
平成18年1月	改正耐震改修促進法施行 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示(以下「国の基本方針」という)	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定を規定
平成18年9月	住生活基本計画(全国計画)閣議決定	
平成19年3月	神奈川県住生活基本計画策定	
平成19年3月	神奈川県耐震改修促進計画策定	平成27年度までの耐震化率の目標 住宅90%、多数の者が利用する建築物90%
平成21年3月	住生活基本計画(全国計画)改定	
平成23年3月	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	最大震度7 死者19,759人、行方不明者2,553人 住宅全壊122,006棟、半壊283,160棟、一部破損749,934 (内閣府HP防災情報より)
平成23年3月	住生活基本計画(全国計画)改定	
平成24年3月	神奈川県住生活基本計画改定	
平成25年10月	国の基本方針の改正	令和2年までに住宅の耐震化率95%の目標を明示
平成25年11月	改正耐震改修促進法施行	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組を強化
平成25年12月	国土強靱化基本法制定	
平成26年3月	神奈川県耐震改修促進計画改定	耐震診断を義務付ける道路を指定
平成26年6月	国土強靱化基本計画策定	
平成27年3月	首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定	令和2年度までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率95%の目標を明示
平成27年3月	神奈川県耐震改修促進計画改定	
平成28年3月	国の基本方針の改正	令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示
平成28年3月	住生活基本計画(全国計画)改定	
平成28年4月	熊本地震	最大震度7(2回記録) 死者273人 住宅全壊8,667棟、半壊34,719棟、一部破損163,500棟 (消防庁HPより) 平成12年5月31日以前に新耐震基準により建築された住宅にも倒壊被害が発生
平成29年3月	神奈川県国土強靱化地域計画策定	
平成29年3月	神奈川県住生活基本計画改定	
平成30年6月	大阪府北部地震	最大震度6弱 死者4人(うちブロック塀崩落により2人死亡) 住宅全壊9棟、半壊87棟、一部破損27,096棟 (内閣府HP防災情報より)
平成30年12月	国の基本方針の改正	令和7年を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示
平成31年1月	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について診断義務付けなど、耐震化の促進に向けた取組を強化
令和3年1月	神奈川県耐震改修促進計画改定	国の基本方針の改定に向けて、計画期間を1年間延長
令和3年3月	住生活基本計画(全国計画)改定	令和12年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示
令和3年12月	国の基本方針の改正	令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を、令和7年度までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示等
令和4年3月	神奈川県耐震改修促進計画改定	